

# 令和元年度 大洲市水道水質検査計画

#### 建設部 水道課

利用者の皆様に安心して飲んでいただける水道水を供給するため、水道法施行規則第15条第6項に基づき「平成31年度大洲市水道水質検査計画」を策定いたしました。

この計画では、水道水が水質基準に適合することを確認するため、施設の状況に合わせて「水源」からお客様の「給水栓」までの一連の施設で水質検査を実施することにしています。

また、厚生労働大臣の登録を受けた検査機関と連携し、万一水質事故が発生した場合でも速やかに対応できるよう体制を整えています。

水道課では、この計画を水質管理の中核とし、適正な水質検査を行って安全と安心の確保に努めます。また、将来にわたり安全な水道水を確保するため、化学物質、農薬類などの検査も合わせて実施し安全でおいしい水道水の供給に努めます。



大洲市上水道 五郎水源地 取水井戸

#### ] 次

- 1. 基本方針
- 2. 水道事業の概要
  - (1)上水道
  - (2)簡易水道
- 3. 水源及び浄水の状況
  - (1)水源の状況
  - (2)上水道の状況
  - (3)簡易水道の状況
- 4. 定期水質検査
  - (1)検査の場所
  - (2)検査項目と検査頻度
- 5. 水質検査の方法
- 6. 臨時の水質検査
- 7. 水質検査計画及び検査結果の公表
- 8. 水質検査精度と信頼性の保証
- 9. 関係者との連携

### 1. 基本方針

- (1) 水道水が給水栓(蛇口)において水質基準に適合することを確認するため、配水系統を代表する給水栓(蛇口)及び浄水施設の入口(原水)で行います。
- (2) 検査項目は、水道法で検査が義務付けられている水質基準項目及び水質管理上必要と判断した項目について行います。
- (3) 検査頻度は、法令に基づき、水源の状況や検査する項目のこれまでの検出状況などを考慮して定めます。

# 2. 水道事業の概要

# (1)上水道

上水道は、平成22年度から大洲と長浜の2事業を統合し、1事業として運営しています。現在は、9つの水源施設のうち6つの水源施設から取水し、水源地での塩素処理、又は、浄水場で浄水処理後に塩素処理を行い、配水管を通して皆様の家庭に配水しています。

# 給水の状況

平成29年度水道統計

上水道事業名	大洲市上水道事業
給水区域	大洲地区及び長浜地区
計画給水人口(人)	38,000
給水区域内人口(人)	37,400
給水人口(人)	35,958
計画 1 日最大給水量(m³)	21,000
実績1日最大給水量(㎡)	23,863
計画1人1日最大給水量(ℓ)	553
実績1人1日最大給水量(ℓ)	664
年間給水量(m³)	6,193,000



大洲市上水道 五郎配水池

# 水源及び浄水の方法

地区名	大洲地区	大洲地区	大洲地区	大洲地区	大洲地区						
水源施設	五郎水源地	菅田第3水源地	本村水源地	村島水源地	小倉水源地						
所在地	五郎甲 125-1 番地	菅田町字新畑甲 463	菅田町字井堀甲 526	菅田町菅田乙 602	大竹字道中甲 1202						
敷地面積	2,772 m <sup>2</sup>	884 m²	1,193 m <sup>2</sup>		998 m²						
水源	浅井戸(地下水)	浅井戸(地下水)	浅井戸(地下水)	浅井戸(地下水)	浅井戸(地下水)						
施設能力	6,900 ㎡/日	4,500 ㎡/日	7,650	m³/日	6,000 ㎡/日						
浄水方法	塩素処理	塩素処理	塩素処理	塩素処理	塩素処理						
地区名	大洲地区	大洲地区									
水源施設	中村水源地(予備)	新谷水源地(予備)									
所在地	中村 990 番地	新谷甲 299									
敷地面積	264 m <sup>2</sup>	826 m²									
水源	伏流水(肱川)	浅井戸(地下水)									
施設能力	4,500 ㎡/日	480 ㎡/日									
浄水方法	塩素処理	塩素処理									
地区名	長浜地区	長浜地区									
水源施設	柴浄水場	出海水源地(予備)									
所在地	柴甲 758	長浜町出海乙 1188-6									
敷地面積	3,070 m²	-									
水源	浅井戸(地下水)	浅井戸(地下水)									
施設能力	10,000 m³/日	480 m³/日									
浄水方法	急速ろ過・塩素処理	塩素処理									

# (2)簡易水道

簡易水道は、主に山間部を中心に14事業を経営しており、複数の水源と給水区域からなる森山・中央・名荷谷の3簡易水道と、1水源1給水区域の11の簡易水道があります。これらの施設は緩速ろ過や膜ろ過等の浄水処理をした後に塩素処理、又は、塩素処理後に配水管を通して皆様の家庭に配水しています。簡易水道事業についても、経営の安定や施設基準強化のため、将来の事業統合や上水道事業への編入を予定しています。

給水の状況

平成29年度水道統計

簡易水道事業名	森山簡易水道	有久保簡易水道	上須戒簡易水道	恋木簡易水道	<b>保子野簡易水道</b>
間勿小坦争未石					
給水区域	森山地区の一部	有久保地区	上須戒地区	恋木1番、恋木2	平地、保子野、
	成能地区の一部	の一部	(一部を除く)	番、恋木3番	日浦の一部
計画給水人口(人)	675	230	550	192	174
給水区域内人口(人)	496	39	371	87	103
給水人口(人)	476	39	337	85	103
計画 1 日最大給水量(㎡)	204	28	244	48	78
実績 1 日最大給水量(m³)	299	12	130	62	52
1 日平均給水量(m³)	250	11	109	52	44
1人1日平均給水量(0)	525	276	323	610	425
年間給水量(m³)	91,186	3,929	39,779	18,946	15,971
簡易水道事業名	田処簡易水道	蔵川簡易水道	豊茂簡易水道	中央簡易水道	名荷谷簡易水道
給水区域	田処地区の一部	蔵川地区の一部	豊茂地区の一部	鹿野川、月野尾、	汗生、道野尾、
心小区域	山地地区07 邮	成川地区の一郎	豆戊地区の 叩	予子林、その他	その他
計画給水人口(人)	110	240	478	1,260	801
給水区域内人口(人)	119	177	240	874	634
給水人口(人)	79	177	240	874	634
計画 1 日最大給水量(m³)	35	92	96	792	317
実績 1 日最大給水量(m³)	27	35	83	506	379
1 日平均給水量(m³)	23	29	69	422	316
1人1日平均給水量(2)	289	165	289	483	498
年間給水量(㎡)	8,333	10,669	25,299	154,102	115,290
簡易水道事業名	大谷簡易水道	植松簡易水道	名場連簡易水道	神納簡易水道	
<b>%</b> 사다남	白石、影地、広常	植松、	名場連、稲谷、	神納、天神、	
給水区域	久保、その他	横山中の一部	川崎の一部	帯江の一部	
計画給水人口(人)	545	234	173	400	
給水区域内人口(人)	355	124	62	25	
給水人口(人)	355	124	62	25	
計画 1 日最大給水量(m³)	277	115	35	51	
実績 1 日最大給水量(m³)	186	52	26	6	
1 日平均給水量(m³)	156	43	22	5	
1人1日平均給水量(Q)	438	350	355	214	
年間給水量(m³)	56,777	15,822	8,037	1.950	



保子野簡易水道 浄水場

# 水源及び浄水の方法

事業名	森山簡易水道	森山簡易水道	有久保簡易水道	上須戒簡易水道	恋木簡易水道
水源施設等	森山水源地	成能水源地	有久保水源·浄水場	上須戒水源•浄水場	恋木水源地
所在地	森山甲 919-4	成能甲 477-3	柳沢 1353 番地先	上須戒乙 733-1	喜多山麓沖甲 417-3
敷地面積	420 m²	25 m²	-	691 m²	365 m <sup>2</sup>
水源	浅井戸(地下水)	浅井戸(地下水)	河川自流水	河川自流水	浅井戸(地下水)
施設能力	108.8 ㎡/日	95.2 ㎡/日	30 ㎡/日	268 ㎡/日	48 ㎡/日
浄水方法	塩素処理	塩素処理	緩速ろ過	緩速ろ過	塩素処理
事業名	保子野簡易水道	田処簡易水道	蔵川簡易水道	豊茂簡易水道	
水源施設等	保子野水源•浄水場	田処水源•浄水場	蔵川水源・浄水場	豊茂水源•浄水場	
所在地	平野町平地 5605-1	田処甲 2353-1	蔵川字川口甲 1587	豊茂乙 756-2	
敷地面積	1,021 m <sup>2</sup>	1,016 <b>m</b> ²	743 m <sup>2</sup>	444 m <sup>2</sup>	
水源	河川自流水	河川自流水	河川自流水	河川自流水	
施設能力	78 ㎡/日	35 ㎡/日	92.4 ㎡/日	96 ㎡/日	
浄水方法	緩速ろ過	緩速ろ過	UF膜ろ過	緩速ろ過	
事業名	中央簡易水道	中央簡易水道	中央簡易水道	中央簡易水道	中央簡易水道
水源施設等	中央水源地	上中野水源•浄水場	鹿野川水源•月野尾浄水場	奥の山水源・予子林浄水場	添谷水源地
所在地	肱川町宇和川 2987-4	肱川町宇和川 3261	肱川町山鳥坂 788-2	肱川町予子林 8-5	肱川町宇和川 2529-2
敷地面積	135 <b>m</b> ²	150 m <sup>2</sup>	335 <b>m</b> ²	1,459 m <sup>2</sup>	44 m <sup>2</sup>
水源	伏流水	湧水	伏流水 河川自流水		伏流水
施設能力	230 m³/日	19 m³/日	40 ㎡/日	318 m³/日	46 m³/日
浄水方法	塩素処理	緩速ろ過	急速ろ過	緩速ろ過	塩素処理
事業名	大谷簡易水道	名荷谷簡易水道	名荷谷簡易水道	名荷谷簡易水道	植松簡易水道
水源施設等	大谷水源•浄水場	名荷谷水源 净水場	道野尾水源•浄水場	汗生水源•浄水場	植松水源・浄水場
所在地	肱川町大谷 861-3	肱川町茗荷谷 2525-2	肱川町宇和川 48-2	肱川町宇和川 3422-2	河辺町横山 2221
敷地面積	474 m²	456 m²	93 m <sup>2</sup>	613 m <sup>2</sup>	1634 m <sup>2</sup>
水源	河川自流水	伏流水	伏流水	河川自流水	河川自流水
施設能力	277 ㎡/日	252.1 ㎡/日	52.4 ㎡/日	12.5 ㎡/日	115 ㎡/日
浄水方法	緩速ろ過	緩速ろ過	緩速ろ過	緩速ろ過	緩速ろ過
事業名	名場連簡易水道	神納簡易水道			
水源施設等	名場連水源•浄水場	神納水源•浄水場			
所在地	河辺町河都 463	河辺町北平 634			
敷地面積	571 m <sup>2</sup>	13,057 ㎡の一部			
水源	源 河川自流水 河川自流:				
施設能力	能力 35 m³/日 51 m³/日				
浄水方法	浄水方法 緩速ろ過				



中央簡易水道 上中野浄水場

### 3. 水源及び浄水の状況

#### (1)水源の状況

水源の水質は、現在まで概ね良好な状況を保持しており、上水道及び簡易水道の全ての施設で国が定めた水質基準を下回っています。

今後とも、水質汚染源等の情報収集に努め、水源の水質変化の監視をより一層強化 するとともに、周辺地域の環境についても注意して行く計画です。

#### (2)上水道の状況

上水道の2地区のうち大洲では、浅井戸5水源より取水し、塩素滅菌処理を行い、浄水の濁度や残留塩素濃度を適切に管理し、水源別の配水池から安全で清浄な水を皆様の家庭に送っています。

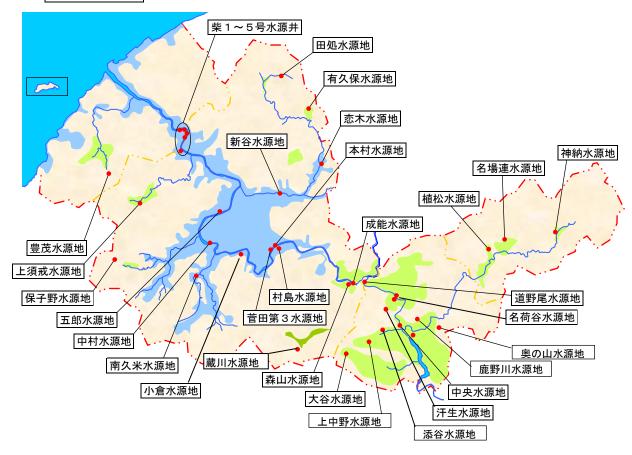
長浜は、3号水源井の水量が減少したため平成18年8月より休止し、現在は浅井戸 1 水源と深井戸3水源から取水し、柴浄水場で除鉄・除マンガン及び塩素滅菌処理を実施 した後に下平配水池へ送水し、安全で清浄な水を各地区の皆様の家庭に送っています。

### (3)簡易水道の状況

地元に管理を委託している施設を含め、大洲市全体で河川自流水、伏流水、浅井戸など、14簡易水道施設合わせて21箇所の水源から取水しています。

一部水源では原水の水質が降雨等の影響により変化するものの、それぞれ緩速ろ過や 膜ろ過施設により適切な濁度管理を行い、塩素処理による残留塩素濃度を調整した後に 安全で清浄な水を皆様の家庭に送っています。

### 主要水源の位置



# 4. 定期水質検査

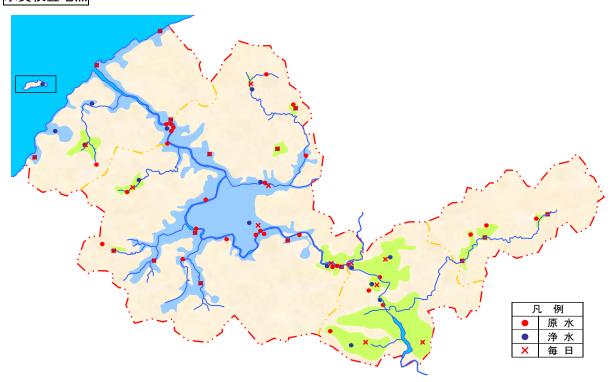
# (1)検査の場所

水質基準に適合した安全で清浄な水を皆様の家庭にお届けするため、上水道15地点、簡易水道21地点の合計36地点で、給水栓により定期検査を行います。

また、水源の状況を把握するため、上水道10箇所、簡易水道21箇所の合計31箇所の水源または浄水施設の入り口で原水についても定期検査を行います。

このほか、色・濁り・残留塩素について、上水道12地点、簡易水道21地点の合計33地点 の給水栓で毎日検査を行うほか、水道課管理センターで水質の監視を行います。

# 水質検査地点



#### ● 検査箇所

検査の種類	検査頻度	上水道	簡易水道
毎日検査	1回/1日	本村·村島·菅田·小倉·南久 米·五郎·新谷·柴·長浜·白 滝·出海·今坊	森山・成能・有久保・上須戒・恋木・保子野・田処・蔵 川・豊茂・中央・上中野・鹿野川・奥の山・添谷・名荷 谷・道野尾・汗生・大谷・植松・名場連・神納
水質基準項目 (9 項目)	1回/1月	本村·村島·菅田·小倉·南久 米·五郎·新谷·柴·長浜·白 滝·出海·今坊·大久保·櫛 生·青島	森山・成能・有久保・上須戒・恋木・保子野・田処・蔵川・豊茂・中央・上中野・鹿野川・奥の山・添谷・名荷谷・道野尾・汗生・大谷・植松・名場連・神納
クリプトスポリジウム 汚染指標菌	1回/1月	本村·村島·菅田·小倉·五郎·柴(4)	森山・成能・有久保・上須戒・恋木・保子野・田処・蔵川・豊茂・中央・上中野・鹿野川・奥の山・添谷・名荷谷・道野尾・汗生・大谷・植松・名場連・神納
水質基準項目 (22 項目)	1回/3月	│ │本村・村島・菅田・小倉・南久 │米・五郎・新谷・柴・長浜・白	   森山・成能・有久保・上須戒・恋木・保子野・田処・蔵     川・豊茂・中央・上中野・鹿野川・奥の山・添谷・名荷
水質基準項目 (6 項目)	1回/1年	流・出海・今坊	谷・道野尾・汗生・大谷・植松・名場連・神納
水質基準項目 (原水 22 項目)	1回/1年	本村·村島·菅田·小倉·五郎·柴(4)·中村	森山・成能・有久保・上須戒・恋木・保子野・田処・蔵川・豊茂・中央・上中野・鹿野川・奥の山・添谷・名荷谷・道野尾・汗生・大谷・植松・名場連・神納
水質管理目標 設定項目	2回/1 年	本村	

### (2)検査項目と検査頻度

平成27年3月に改正された水質基準省令等に基づき、水源の状況や過去の検査結果を考慮し検査項目及び検査頻度を適正に決定し、水質検査を行います。

全項目検査については、平成29年度に実施していることから、平成30・31年度は検査を 省略し、平成32年度に実施することとしています。

また、将来にわたる安全性を確保するため、水源や農薬使用の状況に応じ水質管理上留意すべき項目として、水質管理目標設定項目についても水質検査を行います。

#### ● 検査項目

検査の種類	項目数	内容
毎日検査	3	色、濁り、消毒の残留効果の検査
水質基準項目	51	水道水が備えるべき水質上の要件で、人の健康を確保するため、 また生活利用上障害を生じさせないために定めたもの
水質管理目標 設定項目	26	将来にわたり水道水の安全性を確保するために、水質基準を補完する項目として、環境中に検出されるものや、今後、水道水から検出される可能性があるものなどを定めたもの(地下水20項目)
クリプトスポリジウム 汚染指標菌	2	クリプトスポリジウム汚染の指標となる大腸菌と嫌気性芽胞菌の検査

### ● 検査省略の検討

#### 水質基準項目検査(51項目)について法令で定める最低検査頻度

- ① 51項目中28項目については、検査頻度を過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下のとき1年に1回以上、1/10以下のときは3年に1回以上まで減らすことが可能
- ② ①にかかわらず、過去の検査結果が基準値の1/2を超えたことがなく、原水並びに水源及びその周辺の状況を勘案し、検査する必要がないことが明らかであると認められる場合は省略可能

L	Wile a house division in the second of the s										
	検査頻度と水質基準項目検査の内容										
Ī	検査頻度	項目数	内容								
Ī	1回/1月	9項目	全て省略不可								
	1回/3月	22項目	12項目省略不可、10項目省略可								
	1回/1年	6項目	全て省略可能								
Ī	1回/3年	14項目	平成29年度実施								

※上記により、①及び②による場合の外、法令の定めるその他の理由により検査頻度を減少及び省略する場合であっても、各施設の検査結果を比較し、上水道・簡易水道ごとにその最高値に基づき検討した結果を、全ての施設に適用して検査頻度を決定します。

#### ● 検査項目と頻度の決定

	<b>松木</b> 柘在	検査領	<b>動所数</b>	(本 · 本 / 小庭甘淮石口采口笠)
検査の種類	検査頻度	上水道	簡易水道	備 考(水質基準項目番号等) 
浄水水質基準(9項目)	1回/1月	15	21	1,2,38,46,47,48,49,50,51
)   浄水水質基準(22項目)	1回/3月	12	21	9,10,11,12,13,21,22,23,24,25,26,
<b>净水水黄墨丰(22)</b>		12	21	27,28,29,30,31,32,33,34,39,40,44
浄水水質基準(6項目)	1回/1年	12	21	3,15,16,37,42,43
净水水質基準(14項目)	1回/3年	12	21	4,5,6,7,8,14,17,18,19,20,35,36,41,45 (28
/7/小月至午(14項日)	- 四/ 5+	12	21	年度検査省略)
原水水質基準(22項目)	1回/1年	10	21	1,2,9,10,11,12,13,15,16,33,37,38,39,40,42
你小小貝基件(22項目)	-四/ - 十	10	21	43,44,46,47,49,50,51
原水水質基準(17項目)	1回/3年	10	21	3,4,5,6,7,8,14,17,18,19,20,32,34
你小小貝奉牛(1/墳日)	1四/34	10	21	35,36,41,45(28 年度検査省略)
原水クリプト汚染指標菌	1回/1月	10	21	大腸菌及び嫌気性芽胞菌
水質管理目標設定項目	2回/1年	1	0	浄水 4、原水 14、農薬類 10 項目

#### ● 上水道事業全体における最高値(平成28~30年度)に基づく検査頻度の決定

		.小坦尹未土冲下			(半成28			くが一般である。	
一般細菌   1000mm   32	番号	定期検査項目				検査頻度		設 定 理 由	備者
1回	ш, у				基本頻度	最低頻度	実施頻度		
1回/3年   本機田   本機   本機	1				1回/月	省略不可	1回/月		
									<b>省</b> 相保
5   セレン及びその化合物   0.01   (0.001   (0.001   1							1回/1年	水源に汚染源がないため、1年に1回の頻度とする。	ļ
日	_								
7						4 T /0 F	4 - 7 /0 /-		
大価プロム化合物   0.55   0.005						1回/3年	1回/3年		
8	_							頻及とする。 	無機物/重金
10									
11   日本の主義の主義制度を整理   10   5   10   7   10   15   12   7   7   15   16   16   16   16   16   16   16	_							平成26年度新規追加項目	
1回/3月   1回/3月   1回/3月   1回/3月   1回/3月   1回/3月   1回/3月   1回/3月   1回/3月   1回/3年   1回/3日   1回		シアン化物イオン及び塩化シアン		<0.001		省略不可	1回/3月		
13   木ウ素及びその化合物	11			5			l		
19   四塩化炭素							1回/3月	査します。	
10	13								
1回/3年   10/3年   10	14	四塩化炭素	0.002				1回/3年	水源に汚染源がないため、3年に1回の頻度とする。	
16   17   ジグロロメデレン   0.02   0.001   0.0003   19   19   75   75   70   70   70   70   70   70	15	1, 4ージオキサン				1回/3年	1回/1年	   水源に汚染源がないため、1年に1回の頻度とする。	
18						, <b>,</b> , ,			4-,
1回/3年   大学のロエチレン   0.01								  過去のデータから給出されたことが無く	┃ 一般有機物
19   1)プロロチング   0.01	_						1回/3年		
1回/3月   1回/3日   10/3日   10	19				_		'   '		
22   クロロ酢酸   0.02   (0.002   23   クロロボルム   0.06   0.001   24   ジクロロ酢酸   0.03   0.005   25   ジブロモクロコメタン   0.1   0.001   28   臭素酸   0.01   (0.001   28   トリクロロ酢酸   0.03   0.019   29   ブロモボルム   0.09   0.006   31   ホルムアルデヒド   0.08   0.009   0.006   33   7ルミーウム及びその化合物   1.0   0.02   0.005   36   大トリウム及びその化合物   1.0   0.02   0.005   37   マンデンクロス及びその化合物   0.0   0.05   0.005   38   塩化物イオン   200   25.8   1回/月   1回/3月   1回/月   1回/3月   1回/月   1回/3月   1回/月   1回/3月   10   10   10   10   10   10   10   1	_		0.01	<0.001	1回/3月				
23   クロロホルム   0.06   0.001   0.003   0.005   25   ジブロモクロメタン   0.1   0.003   0.005   26   臭素酸   0.01   0.003   0.015   28   トリクロロ酢酸   0.03   0.019   29   ブロモジクロロメタン   0.03   0.019   29   ブロモジクロロメタン   0.03   0.002   30   ブロモホルム   0.09   0.006   31   ホルムアルデヒド   0.08   0.009   0.006   33   アルミウム及びその化合物   1.0   0.02   0.003   0.013   35   銅及びその化合物   0.0   0.02   0.005   10   0.005   10   0.005   10   0.005   10   0.005   10   0.005   10   0.005   10   0.005   10   0.005   10   0.005   10   0.005   10   0.0005   10   0.00001   10   0.005   10   0.00001   10   0.00001   10   0.0001   10   0.0001   10   0.0001   10   0.00001   10   0.0001   10   0.00001   0.00001   0	_		0.6	0.2					
24   ジウロロ酢酸   0.03   0.005   0.005   0.000   0.0005   0.0005   0.000   0.0005   0.0005   0.0005   0.0005   0.0005   0.0005   0.0005   0.0005   0.0005   0.0005   0.0005   0.0005   0.0005   0.005			0.02	<0.002					
25   ジブロモクロロメタン   0.1   0.003   26   臭素酸   0.01   (0.001   0.003   27   28   トリクロロ酢酸   0.03   0.019   0.006   0.003   0.019   0.006   0.006   0.006   0.005   0.009   0.006   0.00	_		0.06	0.001					
1回/3月   本語			0.03	0.005					
1回/3月   1□/3月   1□	25	ジブロモクロロメタン	0.1	0.003				  水道注に其づ/其木の水質焓本頻度で焓	
27   終トリハロメタン   0.1   0.015   0.003   0.019   29 プロモボルム   0.009   0.006   0.005   0.006	26	臭素酸	0.01	<0.001		省略不可	1回/3月		消毒副生成物
1回/3月   1□/3月   1□	27	総トリハロメタン	0.1	0.015				1100.00	
30   プロモホルム   0.09   0.006   0.008   0.009   0.008   0.009   0.008   0.009   0.008   0.009   0.008   0.009   0.008   0.009   0.008   0.009   0.008   0.009   0.008   0.009   0.008   0.008   0.009   0.008	28	トリクロロ酢酸	0.03	0.019					
31 ホルムアルデヒド 0.08 0.009 32 亜鉛及びその化合物 1.0 0.096 33 アルミニウム及びその化合物 0.2 (0.01) 34 鉄及びその化合物 1.0 0.02 36 ナトリウム及びその化合物 1.0 0.02 36 ナトリウム及びその化合物 1.0 0.05 37 マンガン及びその化合物 200 17 37 マンガン及びその化合物 0.05 (0.005) 38 塩化物イオン 200 25.8 1回/月 1回/月 1回/月 1回/月 水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。 着色 第一次 1回/1年 水源に汚染源がないため、1年に1回の頻度とする。 様 1回/3月 1回/月 水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査場合で検 塩します。 1回/3月 1回/3日	29	ブロモジクロロメタン	0.03	0.002					
32   亜鉛及びその化合物   1.0   0.096   33   7ルミニウム及びその化合物   0.2   く0.01   34   鉄及びその化合物   1.0   0.02   36   ナトリウム及びその化合物   1.0   0.02   36   ナトリウム及びその化合物   1.0   0.05   37   マンガン及びその化合物   0.05   く0.005   38   塩化物イオン   200   25.8   1回/月   1回/3月   1回/3月   39   カルシウム、マグネシウム等(優度)   300   97.2   40   蒸発残留物   500   172   41   陰イオン界面活性剤   0.2   く0.02   42   ジェオスミン   0.00001   く0.00001   43   と-メチルイソボルネオール   0.00001   く0.00001   43   と-メチルイソボルネオール   0.00001   く0.0005   44   非イオン界面活性剤   0.02   0.005   45   7ェ/ール類   0.005   く0.005   46   有機物全有機炭素(TOO)の量)   3   0.5   47   DH値   5.8 ~ 8.6   7.5   48   味   異常なし   49   臭気   異常なし   49   臭気   異常なし   5   3   3   1回/月   1回/月   1回/月   1回/月   1回/月   1回/月   1回/月   1回/月   1回/月   1回/3月   1回/月   1回/3月   1回/月   1回/3月	30	ブロモホルム	0.09	0.006					
33	31	ホルムアルデヒド	0.08	0.009					
34   鉄及びその化合物   0.3   0.13   0.13   1回/3年   1回/3年	32	亜鉛及びその化合物	1.0	0.096					
34   鉄及ひその化合物   1.0   0.02   1.0   1.0   0.02   1.0   1.0   0.02   1.0   1.0   0.05   1.0   1.0   0.05   1.0	33	アルミニウム及びその化合物	0.2	<0.01			1回/3月	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。	善 <del>善</del> 岳
1回/3年   1回/3年   水源に汚染源がないため、3年に1回の頻度とする。   1回/3年   水源に汚染源がないため、3年に1回の頻度とする。   1回/3年   水源に汚染源がないため、1年に1回の頻度とする。   着色   38   塩化物イオン   200   25.8   1回/月   1回/3月   1回/3日   1	34	鉄及びその化合物	0.3	0.13		1回/3年			40
36	35	銅及びその化合物	1.0	0.02		12707	1回/3年	   水源に汚染源がないため、3年に1回の頻度とする。	
38 塩化物イオン   200   25.8 1回/月 1回/3月 1回/月   1回/3月 1回/月   水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。   40 蒸発残留物   500   172   1回/3月 1回/3年   1回/3年	36								
39   カルシウム、マグキシウム等(硬度)   300   97.2   1回/3月   1回/	37		0.05	<0.005				水源に汚染源がないため、1年に1回の頻度とする。	着色
1回/3月   1回/3日   1	38	塩化物イオン	200	25.8	1回/月	1回/3月	1回/月	  水道法に其づく其木の水質検査頻度で検	
40 蒸発残留物     500     172 1回/3月 1回/3年       41 陰イオン界面活性剤     0.2 <0.02     100001 (0.00001)       42 ジェオスミン     0.00001 (0.000001)     0.00001 (0.000001)       43 2-メチルイソボルネオール     0.00001 (0.000001)     0.0005 (0.00001)     1回/3月 1回以上の頻度とする。     カビ臭       44 非イオン界面活性剤     0.02 0.005 (0.0005)     1回/3月 1回/3年     1回/3月 水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。     発泡 1回/3年 水源に汚染源がないため、3年に1回の頻度とする。       45 フェノール類 (0.005 (0.0005)     3 0.5 (0.0005)     1回/3月 水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。     臭気       46 有機物(全有機炭素(TOC)の量) 3 (0.0005)     3 0.5 (0.0005)     1回/3月 水源に汚染源がないため、3年に1回の頻度とする。     東気       48 味     異常でない 異常なし 異常なし 9 臭気     1回/月 1回/月 1回/月 2番     1回/月 2番     連続計測及び記録がなされてないため、水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。(計測・記録がなされていれば1 回/3月まで省略可)     基礎的性状面/3月まで省略可)					_		1回/3目		味
42       ジェオスミン       0.00001 〈0.00001       (0.000001)       同因藻類発生時期に月1回以上の頻度とする。       力ビ臭         43       2-メチルイソボルネオール (0.00001)       (0.000001)       (0.000001)       (0.000001)       (0.000001)       1回/3月       1回/3月       水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。       発泡         44       非イオン界面活性剤 (0.00)       (0.0005)       (0.0005)       1回/3月       1回/3年       水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。       発泡         46       有機物全有機炭素(TOC)の量)       3 (0.5)       7.5       48 味       異常でない 異常なし 異常でない 異常なし 異常なし 異常なし 5 (計測・記録がなされてないため、水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。(計測・記録がなされていれば1 回/3月まで省略可)       連続計測及び記録がなされていれば1 回/3月まで省略可)       基礎的性状	40				1回/3月	1回/3年			
43     2-メチルイソボルネオール     0.00001     <0.00001     「のののののののののののののののののののののののののののののののののののの	41						1回/3年		発泡
43 2-メチルインボルネオール 0.00001 <0.000001     (0.000001 <0.000001     「ロリエの頻度とする。       44 非イオン界面活性剤 0.02 0.005			0.00001		原因藻類	発生時期に	月1回以上		力ビ皇
45 フェノール類     0.005     <0.0005     1回/3月     1回/3年     1回/3年     1回/3年     1回/3年     水源に汚染源がないため、3年に1回の頻度とする。     臭気       46 有機物(全有機炭素(TOC)の量)     3     0.5     7.5     場常でない     異常でない     異常なし     48     味     連続計測及び記録がなされてないため、水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。(計測・記録がなされていれば1回/3月まで省略可)     基礎的性状面/3月まで省略可)	43			<0.000001					
45 フェノール類     0.005     <0.0005     1回/3年 水源に汚染源がないため、3年に1回の頻度とする。 臭気       46 有機物(全有機炭素(TOC)の量)     3     0.5       47 pH値     5.8~8.6     7.5       48 味     異常でない 異常なし 49 臭気     異常でない 異常なし 5       50 色度     5       3     3       1回/月     当略不可 1回/月       48 は     2       49 臭気     2       49 と     2       48 は     2       48 は     2       48 は     2       48 は     3       48 は     3       48 は     4       48 は<			0.02		1回/3月	1回/3年			
47 pH値       5.8~8.6       7.5         48 味       異常でない 異常なし       異常なし         49 臭気       異常でない 異常なし         50 色度       5             48 味       異常でない 異常なし         1回/月         48 味       異常でない 異常なし         1回/月         48 味       1回/月         48 味       異常ない 異常なし         1回/月       1回/月         48 味       1回/月         48 未       1回/月         10 月       1回/月         10 月       1回/月         10					. —, •/1		1回/3年	水源に汚染源がないため、3年に1回の頻度とする。	
48 味     異常でない     異常なし     1回/月       49 臭気     異常でない     異常なし       50 色度     5   3 1回/月 省略不可 1回/月 省略不可 1回/月 名略不可 1回/3月まで省略可)									味
49       臭気       異常でない       異常なし       1回/月       省略不可       1回/月       査します。(計測・記録がなされていれば1       基礎的性状回/3月まで省略可)			5.8 <b>~</b> 8.6						
49 臭気       異常ない 異常ない       異常ない       異常ない       異常ない       基礎的性状         50 色度       5       3	_		異常でない		1回/日	省略不可	1回/日		
50 尼皮			異常でない	異常なし	1 1 1 1 1 1 1	A-HI-J	' == / /3		基礎的性状
51			5	3				四/3月まで省略可) 	
	51	濁度	2	1					

は水道法の規定により検査を省略できない項目です。

過去3年間の最高値は、大洲地区と長浜地区での最高値です。

# ● 上水道事業 本村水源系統における最高値(平成28~30年度)

	:水道事業 本村			りつ取同			0年度)	
番号	定期検査項目		過去3年の最高値 mg./ℓ以下	基本頻度	検査頻度 最低頻度		設 定 理 由	備考
1	一般細菌	100個/ml	2	15/0	少贩工工	4 🗔 / 🗆	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検	病原生物の代
2	大腸菌	未検出	未検出	1回/月	自哈个미	1回/月	査します。	替指標
3	カドミウム及びその化合物	0.0030	<0.0003			1回/1年	水源に汚染源がないため、1年に1回の頻度とする。	
4	水銀及びその化合物	0.0005	<0.00005					
5	セレン及びその化合物	0.01	<0.001				過去のデータから検出されたことが無く、	
6	鉛及びその化合物	0.01	<0.001		1回/3年	1回/3年	水源に汚染源がないため、3年に1回の	
7	ヒ素及びその化合物	0.01	<0.001				頻度とする。	- IIIII ( A
8	六価クロム化合物	0.05	<0.005					無機物/重金
9	亜硝酸態窒素	0.04	<0.004			1回/3月	平成26年度新規追加項目	属
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01	<0.001		省略不可	1回/3月		
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10	1.5		H-H-1 .	1, 1, 1, 1	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検	
12	フツ素及びその化合物	0.8	0.11			1回/3月	査します。	
	ホウ素及びその化合物	1.0	0.03					
14	四塩化炭素	0.002	<0.0002			1回/3年	水源に汚染源がないため、3年に1回の頻度とする。	
15	1, 4ージオキサン	0.05	<0.005					
16	シス-1. 2-ジクロロエチレン及びトランス-1.2-ジウロロエチレン	0.04	<0.002		1回/3年	1回/1年	水源に汚染源がないため、1年に1回の頻度とする。	
	ジクロロメタン	0.02	<0.002					一般有機物
	テトラクロロエチレン	0.02	<0.0003				過去のデータから検出されたことが無く、	מן אמן דו אמי
19	トリクロロエチレン	0.03	<0.001			1回/3年	水源に汚染源がないため、3年に1回の	
20	ベンゼン	0.01		1回/3月			頻度とする。	
21	塩素酸	0.6	0.10	1 🖽 / 0/1				
22	クロロ酢酸	0.02	<0.002					
	クロロホルム	0.02	<0.002					
24	ジクロロ酢酸	0.00	<0.001					
25	ジブロモクロロメタン	0.03	0.003		省略不可			消毒副生成物
	臭素酸	0.1	<0.003			1 回 / 2 日	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検	
	総トリハロメタン		0.001			「四/3万	査します。	
	トリクロロ酢酸	0.1						
28	ブロモジクロロメタン	0.03	<0.003					
29		0.03	0.002					
30	ブロモホルム	0.09	0.001					
	ホルムアルデヒド	0.08	<0.008					
32	亜鉛及びその化合物	1.0	0.007			1回 / 2 日	┃ ┃ ┃水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。	
_	アルミニウム及びその化合物	0.2	⟨0.01			1回/3月	小坦法に基 八基本の小貝快宜頻及で快宜しまり。	着色
	鉄及びその化合物	0.3	<0.03		1回/3年			
	銅及びその化合物 ナトリウム及びその化合物	1.0	<0.01			1回/3年	水源に汚染源がないため、3年に1回の頻度とする。	n+
36		200	5.4			1回 /4年	北海に洋洗海がわいたは 4年に4日の歴史して7	味 美色
37	マンガン及びその化合物	0.05	0.005	1년 / 년	16 /05		水源に汚染源がないため、1年に1回の頻度とする。	着色
38	塩化物イオン	200		1回/月	1四/3月		水道法に基づく基本の水質検査頻度で検	n±
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300	61.8	1回 / 2 모	1回/2年	1回/3月	査します。	味
40	蒸発残留物	500		1回/3月	1回/3年	ᄱ	→ 海に江外海がかいとは、0ケに・□ ○ 四の四点しよう	<b>7</b> €.15
41	陰イオン界面活性剤	0.2	<0.02				水源に汚染源がないため、3年に1回の頻度とする。	発泡
42	ジェオスミン	0.00001	<0.000001	原因藻類	発生時期に	月1回以上	原因藻類の発生時期に合わせて、1年に 1回以上の頻度とする。	カビ臭
	2-メチルイソボルネオール	0.00001	<0.000001			4E /2E		<i>56.</i> ≻
44	非イオン界面活性剤	0.02	<0.005	1回/3月	1回/3年		水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。	発泡
45	フェノール類	0.005	<0.0005			1回/3年	水源に汚染源がないため、3年に1回の頻度とする。	臭気
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3	<0.3					味
47	pH値	5.8~8.6					連続計測及び記録がなされてないため、	
48	味		異常なし	1回/月	省略不可	1回/月	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検	<del>U</del> 7# 14.50 10
49	臭気		24112000	. =: 71			査します。(計測・記録がなされていれば1回/3月まで省略可)	基礎的性状
	色度	5	<1				四/ 0万 5 (百㎡ 刊/	
51	濁度	2	<0.1		吹ったナ			

W -	<b>5</b> #W****	基準値	過去3年の最高値		検査頻度		-nbmt.	/ <del>**</del> +/
番号	定期検査項目	mg./l以下	mg./l以下	基本頻度	最低頻度	実施頻度	設 定 理 由	備考
1	一般細菌	100個/ml	2	1回/月	省略不可	1回/月	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査	病原生物の代
2	大腸菌	未検出	未検出	1 2 7 7 7 1	ден г - ј		します。	替指標
3	カドミウム及びその化合物	0.0030	<0.0003			1回/1年	水源に汚染源がないため、1年に1回の頻度とする。	
4	水銀及びその化合物	0.0005	<0.00005					
5	セレン及びその化合物	0.01	<0.001				過去のデータから検出されたことが無く、水	1
6	鉛及びその化合物	0.01	<0.001		1回/3年	1回/3年	源に汚染源がないため、3年に1回の頻度と	
7	ヒ素及びその化合物	0.01	<0.001				する。	
8	六価クロム化合物	0.05	<0.005					無機物/重金属
9	亜硝酸態窒素	0.04	<0.004				平成26年度新規追加項目	
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01	<0.001		省略不可	1回/3月		
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10	5				水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査	
12	フツ素及びその化合物	0.8	0.11			1回/3月	します。	
13	ホウ素及びその化合物	1.0	0.03					
14	四塩化炭素	0.002	<0.0002			1回/3年	水源に汚染源がないため、3年に1回の頻度とする。	
15	1,4ージオキサン	0.05	0.005		1回/3年	1回/1年	水源に汚染源がないため、1年に1回の頻度とする。	
16	シス-1, 2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロエ升ン	0.04	0.002					
17	ジクロロメタン	0.02	0.001				  過去のデータから検出されたことが無く、水	一般有機物
18	テトラクロロエチレン	0.01	<0.0003			1回/3年	源に汚染源がないため、3年に1回の頻度と	
19	トリクロロエチレン	0.03	<0.001				する。	
20	ベンゼン	0.01	<0.001	1回/3月				
21	塩素酸	0.6	0.2					
22	クロロ酢酸	0.02	<0.002					消毒副生成物
23	クロロホルム	0.06	0.01			1101/3月1		
24	ジクロロ酢酸	0.03	0.004		省略不可			
25	ジブロモクロロメタン	0.1	0.002				  水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査	
26	臭素酸	0.01	<0.001				します。	
27	総トリハロメタン	0.1	0.015					
28	トリクロロ酢酸	0.03	0.019					
29	ブロモジクロロメタン	0.03	0.001					
30	ブロモホルム	0.09	0.002					
31	ホルムアルデヒド	0.08	<0.008					
32	亜鉛及びその化合物	1.0	0.096			<u>_</u>		
	アルミニウム及びその化合物	0.2	<0.01			1回/3月	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。	着色
34	鉄及びその化合物	0.3	0.13		1回/3年			
35	銅及びその化合物	1.0	0.01			1回/3年	水源に汚染源がないため、3年に1回の頻度とする。	
36	ナトリウム及びその化合物	200	6.3					味
37	マンガン及びその化合物	0.05	<0.005	40.0	40.00		水源に汚染源がないため、1年に1回の頻度とする。	着色
38	塩化物イオン	200		1回/月	1回/3月	1回/月	・ 水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査	n+
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300	97.2	4E /2E	4 E / 2 E	1回/3月	します。	味
40	蒸発残留物	500	159	1回/3月	1回/3年	18/05		<i>5</i> 6.7 <u>←</u>
41	陰イオン界面活性剤	0.2	<0.02			1四/3年	水源に汚染源がないため、3年に1回の頻度とする。	発泡
42	ジェオスミン	0.00001	<0.000001	原因藻類	発生時期に	月1回以上	原因藻類の発生時期に合わせて、1年に1回	カビ臭
_		0.00001	<0.000001			10 /2 2	以上の頻度とする。	<b>3</b> 6.7−
44	非イオン界面活性剤	0.02	<0.005	1回/3月	1回/3年		水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。	発泡
45	フェノール類	0.005	<0.0005			1四/3年	水源に汚染源がないため、3年に1回の頻度とする。	臭気
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3	<0.3				古女主は   11.7できつぬしきナッチャーチャ・エールー しょう	味
47	pH値 味	5.8~8.6 異常でない	異常なし				連続計測及び記録がなされてないため、水道	
48	臭気	異常でない	異常なし	1回/月	省略不可	1回/月	法に基づく基本の水質検査頻度で検査しま す。(計測・記録がなされていれば1回/3月ま	<b>主</b> 磁的树块
								基礎的性状
50 51	色度 濁度	5 2	0.5				で省略可)	
	<sub>                                    </sub>			1-4-117		(Tirethoo		<u> </u>

● 上水道事業 菅田第3水源系統における最高値(平成28~30年度)

# ● 上水道事業 小倉水源系統における最高値(平成28~30年度)

	:水道事業 小倉			いる取信			U午及/	1		
番号	定期検査項目		過去3年の最高値 mg./ℓ以下	基本頻度	検査頻度 最低頻度		設 定 理 由	備考		
1	一般細菌	100個/ml					水道法に基づく基本の水質検査頻度で検	病原生物の代		
2	大腸菌	未検出	未検出	四/月	省略不可	凹/月	査します。	替指標		
3	カドミウム及びその化合物		<0.0003			1回/1年	水源に汚染源がないため、1年に1回の頻度とする。			
4	水銀及びその化合物		<0.00005					İ		
5	セレン及びその化合物		<0.001				過去のデータから検出されたことが無く、			
6	鉛及びその化合物	0.01	<0.001		1回/3年	1回/3年	水源に汚染源がないため、3年に1回の			
7	ヒ素及びその化合物	0.01	<0.001				頻度とする。			
8	六価クロム化合物	0.05	<0.005					無機物/重金		
9	亜硝酸態窒素	0.04	<0.004			1回/3月	平成26年度新規追加項目	属		
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01	<0.001		省略不可	1回/3月				
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10	1.3		HART V	10, 371	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検			
	フツ素及びその化合物	0.8	0.11			1回/3月	査します。			
_	ホウ素及びその化合物	1.0	0.03			" " " " " " " " " " " " " " " " " " "				
14	四塩化炭素	0.002	<0.0002			1回/3年	水源に汚染源がないため、3年に1回の頻度とする。			
15	1, 4ージオキサン	0.05	0.005					1		
16	シス-1. 2-ジクロロエチレン及びトランス-1.2-ジクロロエチレン	0.04	0.002		1回/3年	1回/1年	水源に汚染源がないため、1年に1回の頻度とする。			
	ジクロロメタン	0.04	<0.002					一般有機物		
18	テトラクロロエチレン	0.02	<0.0003				過去のデータから検出されたことが無く、	ער אור דו אויו		
19	トリクロロエチレン	0.01	<0.0003			1回/3年	水源に汚染源がないため、3年に1回の			
20	ベンゼン	0.03		1回/3月			頻度とする。			
21	塩素酸	0.6	0.001	100/07						
22	クロロ酢酸	0.02	<0.002							
23	クロロホルム	0.02	<0.002					消毒副生成物		
	ジクロロ酢酸									
24 25	ジブロモクロロメタン	0.03 0.1	<0.003 0.002		省略不可					
26	臭素酸	0.1	<0.002			1回/2日	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検			
_	総トリハロメタン		0.001			1四/3万	査します。			
27 28	トリクロロ酢酸	0.1	<0.003							
29	ブロモジクロロメタン	0.03	0.003							
30	ブロモホルム	0.03	<0.001							
_										
	ホルムアルデヒド 亜鉛及びその化合物	0.08	<0.008							
32		1.0	0.01			1 🗔 / 2 🗗	┃ ┃ ┃ ┃ ┃ ┃ ┃ ┃ ┃ ┃ ┃ ┃ ┃ ┃ ┃ ┃ ┃ ┃ ┃			
	アルミニウム及びその化合物	0.2	<0.01			1回/3月	小旦仏に坐 ハ坐州の小貝快且頻及で快直しまり。 	着色		
	鉄及びその化合物	0.3	<0.03		1回/3年	1回/3年	1回/3年			
35 36	銅及びその化合物 ナトリウム及びその化合物	1.0 200	<0.01 5.9			1回/3年	水源に汚染源がないため、3年に1回の頻度とする。	 味		
36	マンガン及びその化合物	0.05				1回/1年	水源に汚染源がないため、1年に1回の頻度とする。	上 <u>味</u> 着色		
$\vdash$	塩化物イオン	200	<0.005	1回/月	1回/2日		/小///バー/7末//バルグ・バージス・「牛に「凹の火皮とりる。	相巴		
38	上 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	300	63.6	1四/月	1四/3月		水道法に基づく基本の水質検査頻度で検	味		
		500		1回/3月	1回/2年	1回/3月	査します。	**		
	蒸発残留物	0.2	<0.02	「四/3月	「四/3牛		水源に汚染源がないため、3年に1回の頻度とする。	発泡		
41	陰イオン界面活性剤 ジェナフミン					1四/3年		光泡		
42	ジェオスミン 2-メチルイソボルネオール	0.00001	<0.000001 <0.000001	原因藻類	発生時期に	月1回以上	原因藻類の発生時期に合わせて、1年に  1回以上の頻度とする。	カビ臭		
		0.00001				1日/2日	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。	经治		
44 45	非イオン界面活性剤 フェノール類	0.02 0.005	0.005 <0.0005	1回/3月	1回/3年		水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。 水源に汚染源がないため、3年に1回の頻度とする。	発泡 臭気		
	フエノール(知 有機物(全有機炭素(TOC)の量)					「凹/3平	小///ホル/フ末//ホルソスいいにはり、3 千に「凹の頻及とする。 	<u>吴</u> 凤 味		
		3	<0.3				N+4+=1 101 7 = 8=7 A= 1 2 to 3 to	坏		
47	pH値 吐	5.8~8.6	7.5 思労 <i>t</i> さ				連続計測及び記録がなされてないため、			
48	味 自生		異常なし	1回/月	省略不可	1回/月	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。(計測・記録がなされていれば1	<b>主</b>		
49	臭気		異常なし				重しまり。(計測・記録がなされていれば)  回/3月まで省略可)	基礎的性状		
50	色度	5	<1				P. 2730. C B-H-A7			
51	濁度	2	0.3							

# ● 上水道事業 五郎水源系統における最高値(平成28~30年度)

	:水道事業 五郎			ける取信			<u>U年度)</u>	1
番号	定期検査項目		過去3年の最高値	** * **	検査頻度		設 定 理 由	備考
	6Π. <b>4</b> Π. <del>4</del> Τ.			基本頻度	最低頻度	実施頻度	ルゲナにせざ/サナの心既仏本歴在で仏	-
1	一般細菌	100個/ml		1回/月	省略不可	1回/月	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。	病原生物の代  替指標
2	大腸菌 カドミウム及びその化合物	未検出						百五代
			<0.0003			1四/1年	水源に汚染源がないため、1年に1回の頻度とする。	
4		0.0005	<0.00005					
5	セレン及びその化合物		<0.001		1回/2年	1回/2年	過去のデータから検出されたことが無く、 水源に汚染源がないため、3年に1回の	
	鉛及びその化合物	0.01	<0.001		1四/3平	1四/3年	頻度とする。	
7	ヒ素及びその化合物	0.01	<0.001			類及こする。 		無機物/重金
8	六価クロム化合物	0.05	<0.005			15 /0 5	亚代00年度新用泊加西日	属
9	亜硝酸態窒素	0.04	<0.004		シー・フー		平成26年度新規追加項目	
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01	<0.001		<b>有哈个</b> 可	1回/3月		
	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10	1.2			1 🗔 / 2 📮	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。	
	フツ素及びその化合物	0.8	0.11			1四/3月	重しまり。 	
	ホウ素及びその化合物	1.0	0.03			10/05		
14	四塩化炭素	0.002	<0.0002			1回/3年	水源に汚染源がないため、3年に1回の頻度とする。	-
15	1, 4ージオキサン	0.05	<0.005		1回/3年	1回/1年	水源に汚染源がないため、1年に1回の頻度とする。	
16	シス-1, 2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04	<0.002					向几 <del>一上</del> +4% + <b>上</b>
_	ジクロロメタン	0.02	<0.001				し 過去のデータから検出されたことが無く、	一般有機物
	テトラクロロエチレン	0.01	<0.0003			1回/3年	水源に汚染源がないため、3年に1回の	
_	トリクロロエチレン	0.03	<0.001	15 /05			頻度とする。	
	ベンゼン	0.01		1回/3月				
	塩素酸	0.6	0.12					
	クロロ酢酸	0.02	<0.002					
	クロロホルム	0.06	<0.001					
	ジグロロ酢酸	0.03	<0.003					᠉ᆂᆒᄮᄼᄴ
_	ジブロモクロロメタン	0.1	0.001		domb ——	4 🗆 🚜	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検	
_	臭素酸	0.01	<0.001		省略个可	1回/3月 者します。	消毒副生成物	
	総トリハロメタン	0.1	0.001					
	トリクロロ酢酸	0.03	<0.003					
	ブロモジクロロメタン	0.03	<0.001					
	ブロモホルム	0.09	<0.001					
	ホルムアルデヒド	0.08	<0.008					
	亜鉛及びその化合物	1.0	0.014			1 🗔 / 2 📮	ルギナに甘べ/甘木の北原や木原座でや木「土土	
	アルミニウム及びその化合物	0.2	<0.01			1四/3月	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。	着色
_	鉄及びその化合物	0.3	0.03		1回/3年			-
$\vdash$	銅及びその化合物 ナトリウム及びその化合物	1.0	<0.01			1回/3年	水源に汚染源がないため、3年に1回の頻度とする。	n+
36		200	5.9			1回/1年	水海に汚染海がたいため(左に) 同の原産したて	味
37	マンガン及びその化合物	0.05	<0.005	1回/日	ᆁᆔᄼᅁᄝ		水源に汚染源がないため、1年に1回の頻度とする。	着色
_	塩化物イオン	200	6.6	1凹/月	1回/3月		水道法に基づく基本の水質検査頻度で検	味
<u> </u>	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300	55	1回/3月	1回/3年	1回/3月	査します。	「「「「「「「「」」
	蒸発残留物	500		1四/3月	「凹/3平	1回/2年	水海に汚染海がたいため、0年に1回の終度して7	<b>2</b> %:/⊐
	陰イオン界面活性剤 ジェナフミン	0.2	<0.02			1四/3年	水源に汚染源がないため、3年に1回の頻度とする。	発泡
42	ジェオスミン 2-メチルイソボルネオール	0.00001	<0.000001 <0.000001	原因藻類	発生時期に	月1回以上	原因藻類の発生時期に合わせて、1年に 1回以上の頻度とする。	カビ臭
44	まイオン界面活性剤	0.00001	0.005			1回/2日	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。	発泡
45	アエノール類	0.02	<0.005	1回/3月	1回/3年		水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。 水源に汚染源がないため、3年に1回の頻度とする。	臭気
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3	<0.0003			기업/ 기 <del>기</del>	マスロのコードリネロのは、GV にいく UTIC I 回りが見及しする。	味
	pH値	5.8~8.6					本体元次   ひがう はんじょうしゃ アナン・ム	**
	<del>财本。</del>		異常なし			l	連続計測及び記録がなされてないため、 水道法に基づく基本の水質検査頻度で検	
49	<u> </u>	異常でない	異常なし		省略不可	1回/月		┃ ┃ 基礎的性状
	<u> </u>	<b>美帯でない</b>	共市なし (1			-	<sup>コ/ 万</sup> 査します。(計測・記録がなされていれば1 回/3月まで省略可)	□ 全班IJII1/\
_	<u>巴及</u> 濁度	2	0.1					
01						<u> </u>	<u> </u>	<u> </u>

# ● 上水道事業 村島水源系統における最高値(平成28~30年度)

	水退事業 村島			この政に				
番号	定期検査項目		過去3年の最高値	# - 4= -	検査頻度		設 定 理 由	備考
				基本頻度	最低頻度	実施頻度		
1	一般細菌	100個/ml		1回/月	省略不可	1回/月	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。	病原生物の代  替指標
	大腸菌	未検出	未検出			4 E /4 E		百円保
_	カドミウム及びその化合物		<0.0003			1四/1年	水源に汚染源がないため、1年に1回の頻度とする。	
4	水銀及びその化合物		<0.00005					
5	セレン及びその化合物	0.01	<0.001		1日/0年	1日/0年	過去のデータから検出されたことが無く、	
	鉛及びその化合物	0.01	<0.001		1回/3年	1四/3年 	水源に汚染源がないため、3年に1回の 頻度とする。	
7	ヒ素及びその化合物	0.01	<0.001				<b>頻及こする。</b>	無機物/重金
8	六価クロム化合物	0.05	<0.005			40.00	不 <b>光</b> 00左左於相道也不且	属
9	亜硝酸態窒素	0.04	<0.004		Alama — —		平成26年度新規追加項目	
	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01	<0.001		<b>省略个</b> 可	1回/3月		
<del></del>	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10	1.9			15 /05	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。	
	フツ素及びその化合物	0.8	0.11			1四/3月		
_	ホウ素及びその化合物	1.0	0.03					
-	四塩化炭素	0.002	<0.0002			1回/3年	水源に汚染源がないため、3年に1回の頻度とする。	
15	1, 4ージオキサン	0.05	<0.005		1回/3年	1回/1年	水源に汚染源がないため、1年に1回の頻度とする。	
16	シス-1, 2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジウロロエチレン	0.04	<0.002					₽п. <del>1 –</del> 14% 4 <i>୮</i> –
	ジクロロメタン	0.02	<0.001				  過去のデータから検出されたことが無く、	│ 一般有機物 │
-	テトラクロロエチレン	0.01	<0.0003			1回/3年	水源に汚染源がないため、3年に1回の	
	トリクロロエチレン	0.03	<0.001	10.00			頻度とする。	
	ベンゼン	0.01	<0.001	1回/3月				
	塩素酸	0.6	0.12					
	クロロ酢酸	0.02	<0.002					
	クロロホルム	0.06	<0.001					
	ジグロロ酢酸	0.03	0.005					
	ジブロモクロロメタン	0.1	0.002		少贩工工	15 /05	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検	消毒副生成物
	臭素酸	0.01	<0.001		省略不可	1回/3月	査します。	
	総トリハロメタン	0.1	0.004					
$\overline{}$	トリクロロ酢酸	0.03	<0.003					
	ブロモジクロロメタン	0.03	0.001					
	ブロモホルム ホルムアルデヒド	0.09	0.001					
_		0.08	<0.008					
	亜鉛及びその化合物	1.0 0.2	0.005 <0.01			1回/2日	┃ ┃ 水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。	
	アルミニウム及びその化合物 鉄及びその化合物	0.2	<0.01			1四/3万	小旦仏に至 ノ、至本の小貝快且頻及(快且しよ)。	着色
	銅及びその化合物				1回/3年			+
	サトリウム及びその化合物	1.0 200	<0.01 6.1			1回/3年	水源に汚染源がないため、3年に1回の頻度とする。	<del></del>
37	マンガン及びその化合物	0.05	<0.005			1回/1年	  水源に汚染源がないため、1年に1回の頻度とする。	着色
	塩化物イオン	200	6.3	1回/月	1回/3月		が加州に行入加州は、60 にの、「中に「国のが秩度にする。	旧口
	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300	67.3		1四/0/1		水道法に基づく基本の水質検査頻度で検	味
	蒸発残留物	500		1回/3月	1回/3年	1回/3月	査します。	3/1
	陰イオン界面活性剤	0.2	<0.02	1 四 / 0 / 1	1四/07	1回/3年	水源に汚染源がないため、3年に1回の頻度とする。	発泡
42	ジェオスミン	0.00001	<0.00001				原因藻類の発生時期に合わせて、1年に	
	2-メチルイソボルネオール	0.00001	<0.000001	原因藻類	発生時期に	月1回以上	1回以上の頻度とする。	カビ臭
44	非イオン界面活性剤	0.00	<0.005			1回/3月	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。	発泡
45	フェノール類	0.005	<0.0005	1回/3月	1回/3年		水源に汚染源がないため、3年に1回の頻度とする。	臭気
	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3	<0.3					味
	pH値	5.8~8.6	_	1回/月 4			  連続計測及び記録がなされてないため、	
	味		異常なし		domb —		水道法に基づく基本の水質検査頻度で検	<b>泛検</b>
	臭気	異常でない	異常なし		省略不可	「凹/月	回/月 水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。(計測・記録がなされていれば1回/3月まで省略可)	
	色度	5	<1					
	濁度	2	0.1					
					レッセナ			!

# ● 上水道事業 柴水源系統における最高値(平成28~30年度)

	水退事業 紫水			の取同	検査頻度		十支/	1
番号	定期検査項目		過去3年の最高値 mg./ℓ以下	其太短度		実施頻度	設 定 理 由	備考
1	一般細菌	100個/ml	_				水道法に基づく基本の水質検査頻度で検	病原生物の代
2	大腸菌	未検出	未検出	1回/月	省略不可	1回/月	査します。	替指標
3	カドミウム及びその化合物	0.0030	<0.0003			1回/1年	水源に汚染源がないため、1年に1回の頻度とする。	
4	水銀及びその化合物		<0.00005			<u>''''' '</u>		
5	セレン及びその化合物		<0.001				  過去のデータから検出されたことが無く、	
6	鉛及びその化合物	0.01	<0.001		1回/3年	1回/3年	水源に汚染源がないため、3年に1回の	
7	ヒ素及びその化合物	0.01	<0.001			'   '	頻度とする。	
8	六価クロム化合物	0.05	<0.005					無機物/重金
9	<b>亜硝酸態窒素</b>	0.04	<0.004			1回/3日	平成26年度新規追加項目	属
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01	<0.001		<b>省略不</b> 可	省略不可 1回/3月	1 %20 千尺柳然是加快日	
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10	1.9		HAU I 13	1四/0/1	↓  水道法に基づく基本の水質検査頻度で検	
12	フツ素及びその化合物	0.8	0.12			1回/3月	査します。	
	ホウ素及びその化合物	1.0	0.12			1 1 1 2 7 3 7 3	1100.70	
14	四塩化炭素	0.002	<0.0002			1回/3年	水源に汚染源がないため、3年に1回の頻度とする。	
15	1, 4ージオキサン	0.002	<0.005			1日/0千	TARKET AND TOOK OF ICE DOOR IN CONTRACT OF THE	
16	シス-1, 2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.03	<0.003		1回/3年	1回/1年	水源に汚染源がないため、1年に1回の頻度とする。	
17	ジクロロメタン	0.04	<0.002					↓ 一般有機物
18	テトラクロロエチレン	0.02	<0.0003				過去のデータから検出されたことが無く、	ניו אלו בו אני
	トリクロロエチレン	0.01	<0.001			1回/3年	水源に汚染源がないため、3年に1回の	
20	ベンゼン	0.03	<0.001	1回/3月			頻度とする。	
	塩素酸	0.6	0.18	1 🖽 / 0 / 1				
	クロロ酢酸	0.02	<0.002					
	クロロホルム	0.02	<0.002					
	ジクロロ酢酸	0.00	0.001					
	ジブロモクロロメタン	0.03	0.003					
	臭素酸	0.01	<0.001		<b> </b>	1回/3月	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検	   消毒副生成物
	総トリハロメタン	0.01	0.001				1回/3月 査します。	消毒副生成物
	トリクロロ酢酸	0.03	0.003					
29	ブロモジクロロメタン	0.03	<0.001					
	ブロモホルム	0.03	0.001					
	ホルムアルデヒド	0.08	0.009					
32	亜鉛及びその化合物	1.0	0.051					
	アルミニウム及びその化合物	0.2	0.01			1回/3月	┃ ┃水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。	
_	鉄及びその化合物	0.3	0.06			'   '   '		着色
	銅及びその化合物	1.0	0.02		1回/3年			
36	ナトリウム及びその化合物	200	17			1回/3年	水源に汚染源がないため、3年に1回の頻度とする。	味
37	マンガン及びその化合物	0.05	<0.005			1回/1年	水源に汚染源がないため、1年に1回の頻度とする。	着色
38	塩化物イオン	200		1回/日	1回/3月			
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300	93.4	· <u>—</u> / / J	, <u> </u>		水道法に基づく基本の水質検査頻度で検	味
40	蒸発残留物	500		1回/3月	1回/3年	1回/3月	査します。	]
41	陰イオン界面活性剤	0.2	<0.02			1回/3年	水源に汚染源がないため、3年に1回の頻度とする。	発泡
42	ジェオスミン	0.00001	<0.00001				原因藻類の発生時期に合わせて、1年に	
	2-メチルイソボルネオール	0.00001	<0.000001	原因藻類	発生時期に	月1回以上	1回以上の頻度とする。	カビ臭
	非イオン界面活性剤	0.02	<0.005	. F. := =		1回/3月	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。	発泡
45	フェノール類	0.005	<0.0005	1回/3月	1回/3年		水源に汚染源がないため、3年に1回の頻度とする。	臭気
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3	<0.3					味
	pH値	5.8~8.6					  連続計測及び記録がなされてないため、	
	味	異常でない	異常なし	1回/月 4	domb —		水道法に基づく基本の水質検査頻度で検	
_	臭気	異常でない	異常なし		省略不可	1回/月	回/月 水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。(計測・記録がなされていれば1回/3月まで省略可)	
	色度	5	3			- 1		
	<u> </u>	2	1					
	は水溢は							

### ● 簡易水道事業全体における最高値(平成28~30年度)に基づく検査頻度の決定

間	易水坦事業全体			胆(半)及			基づく検査頻度の決定	
番号	定期検査項目		過去3年の最高値		検査頻度		設 定 理 由	備考
Д, 3				基本頻度	最低頻度	実施頻度		
1	一般細菌	100個/ml	78	1回/月	省略不可	1回/月	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検	
2	大腸菌	未検出	未検出				査します。	替指標
3	カドミウム及びその化合物	0.0030	<0.0003	i)		1回/1年	水源に汚染源がないため、1年に1回の頻度とする。	ļ
4	水銀及びその化合物	0.0005	<0.00005	•				
5	セレン及びその化合物		<0.001	1)	4 T /0 F	4 🗆 🚜 🖛	過去のデータから検出されたことが無く、	
	鉛及びその化合物	0.01	<0.001	1	1回/3年	1回/3年	水源に汚染源がないため、3年に1回の	
7	ヒ素及びその化合物		<0.001	i		頻度とする。 		無機物/重金
8	六価クロム化合物	0.05	<0.005	i				属
9	亜硝酸態窒素	0.04	0.004	1			平成26年度新規追加項目	
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01	<0.001	1	省略不可	1回/3月	1	
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10	1.9			l . <u>_</u> <u>_</u>	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検	
	フツ素及びその化合物	0.8	0.17	<b>I</b> I		1回/3月	査します。	
	ホウ素及びその化合物	1.0	0.22					
	四塩化炭素	0.002	<0.0002			1回/3年	水源に汚染源がないため、3年に1回の頻度とする。	
15	1, 4ージオキサン	0.05	<0.005	,	1回/3年	1回/1年	水源に汚染源がないため、1年に1回の頻度とする。	
16	シス-1.2-ジクロロエチレン及びトランス-1.2-ジクロロエチレン	0.04	<0.002					45.4-106.41
	ジクロロメタン	0.02	<0.001	,			  過去のデータから検出されたことが無く、	一般有機物
	テトラクロロエチレン	0.01	<0.0003	,		1回/3年	水源に汚染源がないため、3年に1回の	
	トリクロロエチレン	0.01	<0.001			-   -	頻度とする。	
	ベンゼン	0.01		1回/3月				
	塩素酸	0.6	0.59					
	クロロ酢酸	0.02	0.003					
_	クロロホルム	0.06	0.042	į.				
24	ジクロロ酢酸	0.03	0.025					
	ジブロモクロロメタン	0.1	0.01				  水道法に基づく基本の水質検査頻度で検	
26	臭素酸	0.01	<0.001	!	省略不可	1回/3月 査します。	消毒副生成物	
	総トリハロメタン	0.1	0.047	,				
	トリクロロ酢酸	0.03	0.019					
	ブロモジクロロメタン	0.03	0.015	,				
	ブロモホルム	0.09	0.002	ı				
	ホルムアルデヒド	0.08	0.009	,				
	亜鉛及びその化合物	1.0	0.1	ı				
	アルミニウム及びその化合物	0.2	0.04	1		1回/3月	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。	着色
	鉄及びその化合物	0.3	0.09	1	1回/3年			
	銅及びその化合物	1.0	0.02			1回/3年	水源に汚染源がないため、3年に1回の	<u>-</u> ±
<u> </u>	ナトリウム及びその化合物	200	11				頻度とする。	味
37	マンガン及びその化合物	0.05	0.007	1575	18 /25		水源に汚染源がないため、1年に1回の頻度とする。	着色
38	塩化物イオン	200	12.7	1四/月	1回/3月	1回/月	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検	n+
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300	109	1 🗆 🗸 🗆	4 E /0 E	1回/3月	査します。	味
40	蒸発残留物	500	141	1回/3月	1回/3年		Lutter to the Color of the Colo	<i>5</i> 6.1-L
41	陰イオン界面活性剤	0.2	<0.02			1回/3年	水源に汚染源がないため、3年に1回の頻度とする。	発泡
42	ジェオスミン	0.00001	<0.000001	原因藻類	発生時期に	月1回以上	原因藻類の発生時期に合わせて、1年に1月以上の頻度とする	カビ臭
	2-メチルイソボルネオール	0.00001	<0.000001				1回以上の頻度とする。	
_	非イオン界面活性剤	0.02	<0.005	1回/3月	1回/3年		水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。	発泡
45	フェノール類	0.005	<0.0005			1回/3年	水源に汚染源がないため、3年に1回の頻度とする。	臭気
	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3	1.4					味
	pH値 ct	5.8~8.6	8.2	,			連続計測及び記録がなされてないため、	
	味		異常なし	1回/月	省略不可	1回/月	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検	
	臭気	異常でない	異常なし				査します。(計測・記録がなされていれば1回/3月まで省略可)	基礎的性状
	色度	5	5				m, ~,1 & C   m 1 ,	
51	濁度	2	1.5					

は水道法の規定により検査を省略できない項目です。

過去3年間の最高値は、簡易水道14施設での最高値です。

# ● 森山簡易水道事業における最高値(平成28~30年度)

- 4v	(山間勿小坦爭)			IE ( 1 7%)				
番号	定期検査項目		過去3年の最高値	甘士柘庄	検査頻度		設 定 理 由	備考
1	一般細菌	mg./l以下 100個/ml	mg./以下 78			実施頻度	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検	病原生物の代
2	大腸菌	未検出	未検出	1回/月	省略不可	1回/月	が起因に盛り、盛年のが資保量頻及で保 査します。	■格が土物ので ■替指標
	カドミウム及びその化合物	0.0030	<0.0003			1回/1年	水源に汚染源がないため、1年に1回の頻度とする。	
4	水銀及びその化合物		<0.0005			10/17	7. mar 7. 7. mar. 3. 3. 7. 5. 7. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1.	1
5	セレン及びその化合物	0.000	<0.001				   過去のデータから検出されたことが無く、	
6	鉛及びその化合物	0.01	<0.001		1回/3年	1回/3年	水源に汚染源がないため、3年に1回の	
7	ヒ素及びその化合物	0.01	<0.001		10/04	10/04	頻度とする。	
8	六価クロム化合物	0.05	<0.001				, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	無機物/重金
9	五子	0.03	<0.003			1回/2日 亚成26年度新規追加項目	亚式26年度新担泊加西日	属
10	世1円政忠主糸 シアン化物イオン及び塩化シアン	0.04	<0.004		少败不可	1回/3月	回/3月┃平成26年度新規追加項目 回/3日┃	1
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10	0.001		日四八円	1四/3万	【  水道法に基づく基本の水質検査頻度で検	
	フツ素及びその化合物	0.8	0.73			1同/2日	小垣法に参うな基本の小員快重頻度で検   査します。	
12	ホウ素及びその化合物					「四/3万		
		1.0	0.11			1回/0年	水源に汚染源がないため、3年に1回の頻度とする。	
14	四塩化炭素	0.002	<0.0002			1四/3平	小原に方米原がないにめ、3中に1回の頻度とする。	•
15	1,4ージオキサン シスー12ーシウロロエチレン及びトランスー12ーシウロロエチレン	0.05	<0.005		1回/3年	1回/1年	水源に汚染源がないため、1年に1回の頻度とする。	
16 17	ジクロロメタン	0.04	<0.002					┃ ┃ 一般有機物
	ングロロメダン テトラクロロエチレン	0.02	<0.001 <0.0003				過去のデータから検出されたことが無く、	以竹倣彻
	トリクロロエチレン	0.01	<0.0003	1回/3月		1回/3年	水源に汚染源がないため、3年に1回の	
	ベンゼン	0.03	<0.001				頻度とする。	
20	塩素酸	0.6	0.001	「凹/3万				
22	クロロ酢酸	0.02	<0.002					
	クロロホルム ジクロロ酢酸	0.06	<0.001					
	ジブロモクロロメタン	0.03	<0.003					
25		0.1	0.002		少败不可	1回/3月	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検	出去可止战物
	臭素酸	0.01	<0.001		11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11	1四/3月	査します。	消毒副生成物
27	総トリハロメタン	0.1	0.003					
28	トリクロロ酢酸 ブロモジクロロメタン	0.03	<0.003 <0.001					
	ブロモホルム							
_	ホルムアルデヒド	0.09	<0.001 <0.008					
32	亜鉛及びその化合物							
	<b>里面及びてのに占物</b> アルミニウム及びその化合物	1.0 0.2	0.006 0.02			1回/2日	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。	
	鉄及びその化合物	0.2	0.02			1四/3万	小追仏に至り、至年の小貝快直領反に快直しより。	着色
	銅及びその化合物				1回/3年		水海に汚染液がないため、2年に1回の	1
35 36	到及びての11日初 ナトリウム及びその化合物	1.0 200	<0.01 7.8			1回/3年	水源に汚染源がないため、3年に1回の 頻度とする。	味
37	マンガン及びその化合物	0.05	<0.005			1回/年	水源に汚染源がないため、1年に1回の頻度とする。	着色
38	塩化物イオン	200	9.1	1回/日	1回/3月		/ハ畑バー/フ木畑がは、みいりには、「十に「凹の外段とりる。	1 旧己
39	<u>→皿1し1011 71 71 72</u> カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300	56.7	19/月	「凹/3万		水道法に基づく基本の水質検査頻度で検	味
_	蒸発残留物	500		1回/3月	1回/3年	1回/3月	査します。	, AIV.
41	然光戏曲初 陰イオン界面活性剤	0.2	<0.02	12/07	1 Ed / 0 <del>11</del>	1回/2年	水源に汚染源がないため、3年に1回の頻度とする。	発泡
42	ジェオスミン	0.00001	<0.00001				原因藻類の発生時期に合わせて、1年に	
	2-メチルイソボルネオール	0.00001	<0.000001	原因藻類	発生時期に	月1回以上	「四以上の頻度とする。	カビ臭
	非イオン界面活性剤	0.000	0.005			1回/3日	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。	発泡
45	フェノール類	0.005	<0.0005	1回/3月	1回/3年		水源に汚染源がないため、3年に1回の頻度とする。	臭気
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3	<0.3			· m, • 7		味
	pH値	5.8~8.6					  連続計測及び記録がなされてないため、	·sp
_	味		異常なし	. — . –				検
	臭気	異常でない	異常なし	1回/月 4	省略不可	1回/月	回/月 水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。(計測・記録がなされていれば1回/3月まで省略可)	
50	色度	5	<del>2, m. 60</del>					
	<u> </u>	2	0.5					
			+8 📥 🚛					·

# ● 有久保簡易水道事業における最高値(平成28~30年度)

<u> </u>	人保簡易水道事			号他(平)				
番号	定期検査項目		過去3年の最高値		検査頻度		設 定 理 由	備考
<u> </u>				基本頻度	最低頻度	実施頻度		
1	一般細菌	100個/ml		1回/日	省略不可	1回/月	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検	
2	大腸菌	未検出	未検出	. П, 7,	пен з		査します。	替指標
3	カドミウム及びその化合物		<0.0003			1回/1年	水源に汚染源がないため、1年に1回の頻度とする。	
4	水銀及びその化合物	0.0005	<0.00005					
5	セレン及びその化合物	0.01	<0.001				過去のデータから検出されたことが無く、	
6	鉛及びその化合物	0.01	<0.001		1回/3年	1回/3年	水源に汚染源がないため、3年に1回の	
7	ヒ素及びその化合物	0.01	<0.001				頻度とする。	無機物/重金
8	六価クロム化合物	0.05	<0.005					属
9	亜硝酸態窒素	0.04	<0.004			1回/3月	平成26年度新規追加項目	7-3
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01	<0.001		省略不可	1回/3月		
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10	0.41	ľ			水道法に基づく基本の水質検査頻度で検	
12	フツ素及びその化合物	8.0	0.09			1回/3月	査します。	
13	ホウ素及びその化合物	1.0	0.15					
14	四塩化炭素	0.002	<0.0002			1回/3年	水源に汚染源がないため、3年に1回の頻度とする。	
15	1, 4ージオキサン	0.05	<0.005		1回/3年	1回/1年	水源に汚染源がないため、1年に1回の頻度とする。	
16	シスー1.2-ジ クロロエチレン及びトランスー1.2-ジ クロロエチレン	0.04	<0.002		「凹/3平	1111/14	小原に方未原がないには、「中に「回の頻度とする。	
17	ジクロロメタン	0.02	<0.001					一般有機物
18	テトラクロロエチレン	0.01	<0.0003			1回/0年	過去のデータから検出されたことが無く、	
19	トリクロロエチレン	0.03	<0.001	1回/3月		1四/3平	水源に汚染源がないため、3年に1回の 頻度とする。	
20	ベンゼン	0.01	<0.001					
21	塩素酸	0.6	0.32					
22	クロロ酢酸	0.02	< 0.002					
	クロロホルム	0.06	0.002					消毒副生成物
	ジクロロ酢酸	0.03	0.003	i				
25	ジブロモクロロメタン	0.1	0.003					
26	臭素酸	0.01	<0.001	i	省略不可	1回/3月	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検	
27	総トリハロメタン	0.1	0.009			プログラス   査します。	心毋削工从物	
28	トリクロロ酢酸	0.03	<0.003	i				
29	ブロモジクロロメタン	0.03	0.004					
	ブロモホルム	0.09	0.001					
	ホルムアルデヒド	0.08	<0.008					
	亜鉛及びその化合物	1.0	<0.005					
	アルミニウム及びその化合物	0.2	0.02			1回/3月	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。	**
	鉄及びその化合物	0.3	0.09					着色
35	銅及びその化合物	1.0	<0.01		1回/3年	. —	水源に汚染源がないため、3年に1回の	
	ナトリウム及びその化合物	200	4.8	<b>,</b>		1回/3年	頻度とする。	味
37	マンガン及びその化合物	0.05	<0.005			1回/年	水源に汚染源がないため、1年に1回の頻度とする。	着色
	塩化物イオン	200		1回/月	1回/3月			, i J
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300	57	7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7			小坦法に奉   八基本の小貝快宜頻及で快	味
40	蒸発残留物	500	95	1回/3月	1回/3年	1回/3月	査します。 	·
41	陰イオン界面活性剤	0.2	<0.02			1回/3年	水源に汚染源がないため、3年に1回の頻度とする。	発泡
42	ジェオスミン	0.00001	<0.00001				原因藻類の発生時期に合わせて、1年に	
	2-メチルイソボルネオール	0.00001	<0.000001	原因藻類	発生時期に	月1回以上	1回以上の頻度とする。	カビ臭
44	非イオン界面活性剤	0.02	<0.005		. —	1回/3日	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。	発泡
45	フェノール類	0.005	<0.0005	1回/3月	1回/3年		水源に汚染源がないため、3年に1回の頻度とする。	臭気
	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3	0.4			· 山/ º 干		味
	pH値	5.8~8.6						·Alv
48	味		異常なし	1回/月 1			連続計測及び記録がなされてないため、 水道法に基づく基本の水質検査頻度で検	<b>泛検</b>
49	臭気				省略不可	1回/月		
	色度	<del>美術でない</del> 5	<del>大</del> 市なし 1		日和八十二		ロ/ 7 査します。(計測・記録がなされていれば1 回/3月まで省略可)	
	当度 濁度	2	1.5					
υI	刈尺	2	1.0				l	

# ● 上須戒簡易水道事業における最高値(平成28~30年度)

	.須戒簡易水道事			司他(平)				
番号	定期検査項目		過去3年の最高値		検査頻度		設 定 理 由	備考
				基本頻度	最低頻度	実施頻度		
1	一般細菌	100個/ml		1回/月	省略不可	1回/月	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検	病原生物の代  替指標
2	大腸菌	未検出	未検出				査します。	<b>省担保</b>
	カドミウム及びその化合物		<0.0003			1回/1年	水源に汚染源がないため、1年に1回の頻度とする。	
4	水銀及びその化合物		<0.00005					
5	セレン及びその化合物		<0.001		1回/3年	15 /0/5	過去のデータから検出されたことが無く、	
	鉛及びその化合物	0.01	<0.001			1四/3平	水源に汚染源がないため、3年に1回の 頻度とする。	
<b>—</b>	ヒ素及びその化合物	0.01	<0.001				類皮と9 句。 	無機物/重金
8	六価クロム化合物	0.05	<0.005			1回/2日	亚代00左连扩扫泊和亚星	属
9	亜硝酸態窒素	0.04	<0.004		少败了二		平成26年度新規追加項目	
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01	<0.001		<b>有哈</b> 个 可	1回/3月		
	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10	0.82			1 🗔 / 2 📮	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検	
	フツ素及びその化合物	0.8	0.12			1四/3月	査します。	
	ホウ素及びその化合物	1.0	0.02			10 10 5		
	四塩化炭素	0.002	<0.0002			1回/3年	水源に汚染源がないため、3年に1回の頻度とする。	
15	1, 4ージオキサン	0.05	<0.005		1回/3年	1回/1年	水源に汚染源がないため、1年に1回の頻度とする。	
16	シス-12-ジクロロエチレン及びトランス-12-ジクロロエチレン	0.04	<0.002					∯Π. <del>↓</del> Τ¢Ι¢ ⊄ <i>Է</i>
	ジクロロメタン	0.02	<0.001				過去のデータから検出されたことが無く、	┃ 一般有機物 ┃
	テトラクロロエチレン	0.01	<0.0003			1回/3年	水源に汚染源がないため、3年に1回の	
	トリクロロエチレン	0.03	<0.001				頻度とする。	
	ベンゼン	0.01	<0.001	1回/3月				
21	塩素酸	0.6	0.19					
22	クロロ酢酸	0.02	<0.002					
	クロロホルム	0.06	0.017					
	ジクロロ酢酸	0.03	0.008					
	ジブロモクロロメタン	0.1	0.004			 	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検	消毒副生成物
	臭素酸	0.01	<0.001		省略不可	1回/3月	査します。	
	総トリハロメタン	0.1	0.031				İ	
28	トリクロロ酢酸	0.03	0.007					
29	ブロモジクロロメタン	0.03	0.01					
	ブロモホルム	0.09	<0.001					
	ホルムアルデヒド	0.08	<0.008					
_	亜鉛及びその化合物		0.006					
	アルミニウム及びその化合物	0.2	<0.01			1回/3月	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。	着色
	鉄及びその化合物	0.3	<0.03		1回/3年			
_	銅及びその化合物	1.0	<0.01			1回/3年	水源に汚染源がないため、3年に1回の	
	ナトリウム及びその化合物	200	6.2				頻度とする。	味
37	マンガン及びその化合物		<0.005	16 / 5	4E /2E		水源に汚染源がないため、1年に1回の頻度とする。	着色
$\vdash$	塩化物イオン	200	7.5	1凹/月	1回/3月	1回/月	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検	r+
	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300	49.9	18 08	18 /0/5	1回/3月	査します。	味
_	蒸発残留物	500		1回/3月	1回/3年			5M. Y.L.
41	陰イオン界面活性剤	0.2	<0.02			1回/3年	水源に汚染源がないため、3年に1回の頻度とする。	発泡
	ジェオスミン	0.00001	<0.000001	原因藻類	発生時期に	月1回以上	原因藻類の発生時期に合わせて、1年に	カビ臭
	2-メチルイソボルネオール	0.00001	<0.00001			4E /2E	1回以上の頻度とする。	<i>5</i> v. <i>&gt;</i> L
	非イオン界面活性剤		<0.005	1回/3月	1回/3年		水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。	発泡
45	フェノール類	0.005	<0.0005			1回/3年	水源に汚染源がないため、3年に1回の頻度とする。	臭気
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3	0.7					味
	pH値 rt	5.8~8.6		1回/月 省			連続計測及び記録がなされてないため、	
_	中 年		異常なし		省略不可	1回/月	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。(計測・記録がなされていれば1	<b> 注検</b>
49	臭気	異常でない	異常なし					
50	色度	5	2				回/3月まで省略可)	
51	温度 は水溢法	2	<0.1					

# ● 恋木簡易水道事業における最高値(平成28~30年度)

池	不問易水坦爭兼			世(十八)					
番号	定期検査項目	——	過去3年の最高値		検査頻度		設 定 理 由	備考	
				基本頻度	最低頻度	実施頻度			
1	一般細菌	100個/ml		1回/月	省略不可	1回/月	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検		
2	大腸菌	未検出	未検出				査します。	替指標	
3	カドミウム及びその化合物	0.0030	<0.0003			1回/1年	水源に汚染源がないため、1年に1回の頻度とする。		
4	水銀及びその化合物	0.0005	<0.00005						
5	セレン及びその化合物	0.01	<0.001				過去のデータから検出されたことが無く、		
6	鉛及びその化合物	0.01	<0.001		1回/3年	1回/3年	水源に汚染源がないため、3年に1回の		
7	ヒ素及びその化合物	0.01	<0.001				頻度とする。	無機物/重金	
8	六価クロム化合物	0.05	<0.005					属	
9	亜硝酸態窒素	0.04	<0.004			1回/3月 平成26年度新規追加項目			
9	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01	<0.001		省略不可	1回/3月			
10	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10	1.5				水道法に基づく基本の水質検査頻度で検		
11	フツ素及びその化合物	0.8	0.1			1回/3月	査します。		
12	ホウ素及びその化合物	1.0	0.06						
13	四塩化炭素	0.002	<0.0002			1回/3年	水源に汚染源がないため、3年に1回の頻度とする。		
14	1, 4ージオキサン	0.05	<0.005		1回/0年	1回/1年			
16	シス-1.2-ジクロロエチレン及びトランス-1.2-ジクロロエチレン	0.04	<0.002		1凹/3平	1凹/1年	水源に汚染源がないため、1年に1回の頻度とする。		
17	ジクロロメタン	0.02	<0.001				NE +	一般有機物	
	テトラクロロエチレン	0.01	<0.0003			4 T /0 F	過去のデータから検出されたことが無く、		
	トリクロロエチレン	0.03	<0.001			1回/3年	水源に汚染源がないため、3年に1回の		
20	ベンゼン	0.01	<0.001	1回/3月			頻度とする。		
	塩素酸	0.6	0.15						
	クロロ酢酸	0.02	< 0.002						
	クロロホルム	0.06	0.001						
	ジクロロ酢酸	0.03	<0.003						
	ジブロモクロロメタン	0.1	0.004						
	臭素酸	0.01	<0.001		省略不可	1回/3月	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検	) 消毒副生成物	
	総トリハロメタン	0.1	0.01		дец г з	1 1 1 7 7 7 7	<sup>旦/3月</sup> 査します。		
	トリクロロ酢酸	0.03	0.003						
29	ブロモジクロロメタン	0.03	0.003						
	ブロモホルム	0.09	0.002						
	ホルムアルデヒド	0.09	<0.002						
32	亜鉛及びその化合物	1.0	0.005						
	エゴスひてのに占物 アルミニウム及びその化合物	0.2	<0.003			1回/2日	   水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。		
_						「四/3万	小垣仏に至り、至年の小貝快直領反で快直しよす。	着色	
_	鉄及びその化合物	0.3	<0.03		1回/3年		北海に汚染海がたいため、2年に1日の	1	
_	銅及びその化合物	1.0	0.02			1回/3年	水源に汚染源がないため、3年に1回の 頻度とする。	n+	
<u> </u>	ナトリウム及びその化合物 マンガン及びその化合物	200	5.7			1回/年		味 美色	
37		0.05	<0.005	1同/日	1回 / 2 모		水源に汚染源がないため、1年に1回の頻度とする。	着色	
38	塩化物イオン	200		1回/月	1凹/3月	凹/月	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検	n±	
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300	64.3	1년 / 2년	1回 /2左	1回/3月	査します。	味	
40	蒸発残留物	500		1回/3月	1回/3年		東海に江外海よりとは、0年に2日の佐内とよる	74:h	
41	陰イオン界面活性剤	0.2	<0.02			1四/3年	水源に汚染源がないため、3年に1回の頻度とする。	発泡	
42	ジェオスミン	0.00001	<0.000001	原因藻類	発生時期に	月1回以上	原因藻類の発生時期に合わせて、1年に	カビ臭	
<b>—</b>	2-メチルイソボルネオール	0.00001	<0.000001			40.5	1回以上の頻度とする。		
	非イオン界面活性剤	0.02	<0.005	1回/3月	1回/3年		水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。	発泡	
45	フェノール類	0.005	<0.0005		·	1回/3年	水源に汚染源がないため、3年に1回の頻度とする。	臭気	
	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3	0.3					味	
	pH値 ·	5.8 <b>~</b> 8.6					連続計測及び記録がなされてないため、		
	味	異常でない	異常なし	1回/月	省略不可	1回/月	水溢法に甘べ/甘木の水質烃本類度で烃	<b>泛検</b>	
	臭気	異常でない	異常なし			'' / ,			
	色度	5	<1						
51	濁度	2	<0.1						
	けが洋	~ +	1-1111	\ <del></del>	767 4	<del></del>	<b></b>		

# ● 保子野簡易水道事業における最高値(平成28~30年度)

<u> 1</u>	<b>计</b> 野間易水迫争			高値(平成28~30年度)				ı
番号	定期検査項目		過去3年の最高値	44 I 147 44	検査頻度		設 定 理 由	備考
				基本頻度	最低頻度	実施頻度		
1	一般細菌	100個/ml		1回/月	省略不可	1回/月	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。	病原生物の代  替指標
2	大腸菌 カドミウム及びその化合物	未検出	未検出			1回/1年	水源に汚染源がないため、1年に1回の頻度とする。	日1日1示
-			<0.0003 <0.00005			1四/1平	小源に汚栄源がないため、「中に「凹の頻度とする。	-
4	水銀及びその化合物							
5	セレン及びその化合物 鉛及びその化合物		<0.001		1回 /2年	1回/2年	過去のデータから検出されたことが無く、 水源に汚染源がないため、3年に1回の	
		0.01	<0.001		1四/3平	1四/34	頻度とする。	
	ヒ素及びその化合物	0.01	<0.001				<b>現反こ</b> がも。	無機物/重金
8	六価クロム化合物	0.05	<0.005					属
9	亜硝酸態窒素	0.04	<0.004		少败不可		平成26年度新規追加項目	-
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01	<0.001		自哈个可	1回/3月		
	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10	0.37			1回/2日	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。	
	フツ素及びその化合物	0.8	0.11			1四/3月		
	ホウ素及びその化合物	1.0	<0.02			4 T /0 F		
_	四塩化炭素	0.002	<0.0002			1四/3年	水源に汚染源がないため、3年に1回の頻度とする。	
15	1, 4ージオキサン	0.05	<0.005		1回/3年	1回/1年	水源に汚染源がないため、3年に1回の頻度とする。	
16	シスー12ージクロロエチレン及びトランスー12ージクロロエチレン	0.04	<0.002					向几 士 +4% +4
	ジクロロメタン	0.02	<0.001				過去のデータから検出されたことが無く、	┃ 一般有機物 ┃
	テトラクロロエチレン	0.01	<0.0003			1回/3年	水源に汚染源がないため、3年に1回の	
	トリクロロエチレン	0.03	<0.001	1 🗆 🗸 🗆			頻度とする。	
	ベンゼン	0.01	<0.001	1回/3月				
21	塩素酸	0.6	0.17					
22	クロロ酢酸	0.02	<0.002					
	クロロホルム	0.06	0.028					
	ジクロロ酢酸	0.03	0.03					
	ジブロモクロロメタン	0.1	0.002		domb — —		水道法に基づく基本の水質検査頻度で検	消毒副生成物
	臭素酸	0.01	<0.001		省略个可	1回/3月	査します。	
	総トリハロメタン	0.1	0.039					
28	トリクロロ酢酸	0.03	0.013					
29	ブロモジクロロメタン	0.03	0.01					
	ブロモホルム	0.09	<0.001					
	ホルムアルデヒド	0.08	<0.008					
	亜鉛及びその化合物		0.006			15 /05	1. ** *	
	アルミニウム及びその化合物	0.2	<0.01			1四/3月	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。	着色
	鉄及びその化合物	0.3	<0.03		1回/3年			
_	銅及びその化合物	1.0	<0.01			1回/3年	水源に汚染源がないため、3年に1回の 頻度とする。	n+
	ナトリウム及びその化合物	200	6.3			1回/左		味
37	マンガン及びその化合物		<0.005	1同/日	1回 / 2 모		水源に汚染源がないため、1年に1回の頻度とする。	着色
$\vdash$	塩化物イオン	200	6.2	1凹/万	1回/3月		水道法に基づく基本の水質検査頻度で検	n±
	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300	25.1	1回/3月	1回/3年	1回/3月	査します。	味
	蒸発残留物	500	67 <0.02	1四/3月	1四/3平	1回 /2左	√海に注洗酒がたいもめ、0年に4回の歴史した?	<b>2</b> %:/⊨
41	陰イオン界面活性剤 ジェナフミン	0.2	<0.02			□凹/3平	水源に汚染源がないため、3年に1回の頻度とする。	発泡
	ジェオスミン 2-メチルイソボルネオール	0.00001	<0.000001 <0.000001	原因藻類	発生時期に	月1回以上	原因藻類の発生時期に合わせて、1年に 1回以上の頻度とする。	カビ臭
						1回 /2 모	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。	発泡
45	非イオン界面活性剤 フェノール類		<0.005	1回/3月	1回/3年		水道法に基づく基本の水真検査頻度で検査します。 水源に汚染源がないため、3年に1回の頻度とする。	第2 臭気
46	クエノール(知 有機物(全有機炭素(TOC)の量)	0.005	<0.0005			「凹/3平	小ルホトにノフ未ルルメノ゚はい、゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚	<u>吴</u> 凤 味
	pH値	5.8 <b>~</b> 8.6	1.2				***   **	- 「「「「「」
	味		7.8 異常なし	1			連続計測及び記録がなされてないため、	
48	臭気	異常でない	異常なし		省略不可	1回/月	回/月 水道法に基づく基本の水質検査頻度で検 査します。(計測・記録がなされていれば1 回/3月まで省略可)	
50	<u>吴</u> 凤 色度	<b>乗吊でない</b> 5	共市なし					
	<u>巴及</u> 濁度	2	0.1					
01						L	<u> </u>	L

# ● 田処簡易水道事業における最高値(平成28~30年度)

	処間易水迫事業			世(干风2				
番号	定期検査項目		過去3年の最高値	甘士峤应	検査頻度		設 定 理 由	備考
1	一般細菌	mg./l以下 100個/ml		基本頻度			水道法に基づく基本の水質検査頻度で検	病原生物の代
2	大腸菌	未検出	未検出	1回/月	省略不可	1回/月	立します。	■特別ので ■替指標
	カドミウム及びその化合物		<0.0003			1回/1年	水源に汚染源がないため、1年に1回の頻度とする。	
4	水銀及びその化合物		<0.0005			1 1 7 1 7	The state of the s	
5	セレン及びその化合物		<0.001				  過去のデータから検出されたことが無く、	
6	鉛及びその化合物	0.01	<0.001		1回/3年	1回/3年	水源に汚染源がないため、3年に1回の	
7	ヒ素及びその化合物	0.01	<0.001		10/01	'   '	頻度とする。	
8	六価クロム化合物	0.05	<0.005					無機物/重金
9	<b>亜硝酸態窒素</b>	0.04	<0.004			1回/3月	工成26年度新規追加項目	属
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01	<0.001		省略不可	下可 1回/3月		
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10	1,10		ден г - ј	1四/0/1	  水道法に基づく基本の水質検査頻度で検	
12	フツ素及びその化合物	0.8	0.08			1回/3月	査します。	
	ホウ素及びその化合物	1.0	0.09			. 🗖 , 0 , 1		
14	四塩化炭素	0.002	<0.0002			1回/3年	トル源に汚染源がないため、3年に1回の頻度とする。	
15	1,4ージオキサン	0.002	<0.0002					
16	ソス-1.2-ジクロロエチレン及びトランス-1.2-ジクロロエチレン	0.03	<0.003		1回/3年	1回/1年	水源に汚染源がないため、1年に1回の頻度とする。	
17	ジクロロメタン	0.04	<0.001					┃ ┃ 一般有機物
	テトラクロロエチレン	0.02	<0.0003			l _	過去のデータから検出されたことが無く、	וארו אור דו אניו
19	トリクロロエチレン	0.03	<0.001			1回/3年	水源に汚染源がないため、3年に1回の	
20	ベンゼン	0.01	<0.001	1回/3月			頻度とする。	
21	塩素酸	0.6	0.13	1 🗖 / 6/1				
22	クロロ酢酸	0.02	<0.002					
23	クロロホルム	0.06	0.015					
24	ジクロロ酢酸	0.03	0.003					
25	ジブロモクロロメタン	0.1	0.004					
26	臭素酸	0.01	<0.001		省略不可	1回/3月	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検	消毒副生成物
	総トリハロメタン	0.1	0.028				<sup>1四/3月</sup> 査します。	<b>/</b> ///////////////////////////////////
28	トリクロロ酢酸	0.03	0.005					
29	ブロモジクロロメタン	0.03	0.009					
30	ブロモホルム	0.09	<0.001					
31	ホルムアルデヒド	0.08	<0.008					
32	亜鉛及びその化合物		0.007					
33	アルミニウム及びその化合物	0.2	0.01			1回/3月	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。	34.5
34	鉄及びその化合物	0.3	<0.03					着色
	銅及びその化合物	1.0	<0.01		1回/3年		水源に汚染源がないため、3年に1回の	1
36	ナトリウム及びその化合物	200	5			1回/3年	頻度とする。	味
37	マンガン及びその化合物	0.05	<0.005			1回/年	水源に汚染源がないため、1年に1回の頻度とする。	着色
38	塩化物イオン	200	6.7		1回/3月	1回/月	ルゲナに甘べ/サナの心際人士に立った	
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300	51.8				水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。	味
40	蒸発残留物	500	88	1回/3月	1回/3年	1回/3月	且しみり。	
41	陰イオン界面活性剤	0.2	<0.02			1回/3年	水源に汚染源がないため、3年に1回の頻度とする。	発泡
42	ジェオスミン	0.00001	<0.000001	百甲垄叛	& 上 吐 丗 / -	B1DN F	原因藻類の発生時期に合わせて、1年に	カビ臭
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001	<0.000001	尿凸深類3	発生時期に	月 I 凹以上	1回以上の頻度とする。	ルビ关
44	非イオン界面活性剤	0.02	<0.005	1回/2日	1回/3年	1回/3月	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。	発泡
45	フェノール類	0.005	<0.0005	「凹/3月	1四/3年	1回/3年	水源に汚染源がないため、3年に1回の頻度とする。	臭気
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3	0.8					味
47	pH値	5.8 <b>~</b> 8.6					連続計測及び記録がなされてないため、	
48	味	異常でない	異常なし	1回/月 4	省略不可	1回/日	引/月 水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。(計測・記録がなされていれば1回/3月まで省略可)	<b>泛検</b>
49	臭気	異常でない	異常なし			'==' /7		
50	色度	5	1					
51	濁度	2	0.1					
	は水道法	の出中	1- 1-11-14	木ナルロ	攻ったナン	1、西口っ	5 <del>1</del>	

# ● 蔵川簡易水道事業における最高値(平成28~30年度)

周	川間易水迫事業			世(十八人				
番号	定期検査項目		過去3年の最高値	其太短度	検査頻度 是低頻度	実施頻度	設 定 理 由	備考
1	一般細菌	100個/ml					水道法に基づく基本の水質検査頻度で検	病原生物の代
2	大腸菌	未検出	未検出	1回/月	省略不可	1回/月	査します。	
	カドミウム及びその化合物		<0.0003			1回/1年	水源に汚染源がないため、1年に1回の頻度とする。	
4	水銀及びその化合物		<0.00005			· <u>·</u>		1
5	セレン及びその化合物		<0.001				  過去のデータから検出されたことが無く、	
	鉛及びその化合物	0.01	<0.001		1回/3年	1回/3年	水源に汚染源がないため、3年に1回の	
7	ヒ素及びその化合物	0.01	<0.001		1 1 7 9 1	'   '	頻度とする。	
8	六価クロム化合物	0.05	<0.005					無機物/重金
9	亜硝酸態窒素	0.04	<0.004			1回/3月	平成26年度新規追加項目	属
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01	<0.001		省略不可	1 1回/3月	1	
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10	0.41		ден 1 - 3	1 🖾 / 0 / 1	↓ 水道法に基づく基本の水質検査頻度で検	
	フツ素及びその化合物	0.8	0.09			1回/3月	査します。	
	ホウ素及びその化合物	1.0	<0.02			'     '   '   '		
	四塩化炭素	0.002	<0.002			1回/3年	水源に汚染源がないため、3年に1回の頻度とする。	
15	1, 4ージオキサン	0.002	<0.005					1
16	シス-1.2-ジクロエチレン及びトランス-1.2-ジクロエチレン	0.03	<0.003		1回/3年	1回/1年	水源に汚染源がないため、1年に1回の頻度とする。	
	ジクロロメタン	0.04	<0.002					▮ ┃ 一般有機物
	テトラクロロエチレン	0.02	<0.0003				過去のデータから検出されたことが無く、	/3.A. D. 19.X.17.J
	トリクロロエチレン	0.03	<0.001			1回/3年	水源に汚染源がないため、3年に1回の	
20	ベンゼン	0.01	<0.001	1回/3月			頻度とする。	
	塩素酸	0.6	0.14	1 1 2 7 3				
22	クロロ酢酸	0.02	<0.002					
23	クロロホルム	0.02	0.002					
	ジクロロ酢酸	0.03	0.003					
25	ジブロモクロロメタン	0.00	0.005					
26	臭素酸	0.01	<0.001		省略不可	1回/3月	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検	  消毒副生成物
	総トリハロメタン	0.1	0.041		ден г - 3	1 1 1 7 7 7 7	<sup>1四/3月</sup> 査します。	<b>消</b> 再副生 <b>队</b> 物
	トリクロロ酢酸	0.03	0.007					
29	ブロモジクロロメタン	0.03	0.015					
30	ブロモホルム	0.09	<0.001					
	ホルムアルデヒド	0.08	<0.008					
	亜鉛及びその化合物	1.0	0.008					
	アルミニウム及びその化合物	0.2	0.04			1回/3月	   水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。	36.5
34	鉄及びその化合物	0.3	<0.03					着色
	銅及びその化合物	1.0	<0.01		1回/3年		水源に汚染源がないため、3年に1回の	
	ナトリウム及びその化合物	200	5.2			1回/3年	頻度とする。	
37	マンガン及びその化合物	0.05	<0.005			1回/年	水源に汚染源がないため、1年に1回の頻度とする。	着色
38	塩化物イオン	200		1回/月	1回/3月			
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300	19.2				水道法に基づく基本の水質検査頻度で検	味
40	蒸発残留物	500		1回/3月	1回/3年	1四/3月	査します。	
41	陰イオン界面活性剤	0.2	<0.02			1回/3年	水源に汚染源がないため、3年に1回の頻度とする。	発泡
42	ジェオスミン	0.00001	<0.000001	医口类软件	% /+ n± #□:-		原因藻類の発生時期に合わせて、1年に	
_	2-メチルイソボルネオール	0.00001	<0.000001		発生時期に	月1回以上	1回以上の頻度とする。	カビ臭
44	非イオン界面活性剤	0.02	<0.005	1回 /2 모	1回/2年	1回/3月	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。	発泡
45	フェノール類	0.005	<0.0005	「凹/3月	1回/3年		水源に汚染源がないため、3年に1回の頻度とする。	臭気
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3	0.5					味
47	pH値	5.8 <b>~</b> 8.6					連続計測及び記録がなされてないため、	
48	味	異常でない	異常なし	İ	省略不可	1回/日	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検	で検
49	臭気	異常でない	異常なし		日曜小川	▎╵ <sup>╩</sup> ╛╯万	回/月 査します。(計測・記録がなされていれば1 回/3月まで省略可)	
50	色度	5	<1					
51	濁度	2	0.1					
	は水道法	<b>小</b> 担占	1- LIII	* ナルロ	b ナナ		e+	

# ● 豊茂簡易水道事業における最高値(平成28~30年度)

	戊間易水迫事業							1
番号	定期検査項目		過去3年の最高値 mg./&以下	基本頻度	検査頻度 最低頻度		設 定 理 由	備考
1	一般細菌	100個/ml					水道法に基づく基本の水質検査頻度で検	病原生物の代
2	大腸菌	未検出	未検出	1凹/月	省略不可	1凹/月	査します。	替指標
3	カドミウム及びその化合物		<0.0003			1回/1年	水源に汚染源がないため、1年に1回の頻度とする。	
4	水銀及びその化合物	0.0005	<0.00005					
5	セレン及びその化合物	0.01	<0.001		4 T /0 F		過去のデータから検出されたことが無く、	
6	鉛及びその化合物	0.01	<0.001		1回/3年	1回/3年	水源に汚染源がないため、3年に1回の	
7	ヒ素及びその化合物	0.01	<0.001				頻度とする。	<b>-</b> 1₩.U. ( <b>- - A</b>
8	六価クロム化合物	0.05	<0.005					無機物/重金属
9	亜硝酸態窒素	0.04	<0.004			1回/3月	平成26年度新規追加項目	偶
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01	<0.001		省略不可	J 1回/3月	1	
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10	1.9				水道法に基づく基本の水質検査頻度で検	
12	フツ素及びその化合物	0.8	0.1			1回/3月	査します。	
13	ホウ素及びその化合物	1.0	<0.02					
14	四塩化炭素	0.002	<0.0002			1回/3年	水源に汚染源がないため、3年に1回の頻度とする。	
15	1, 4ージオキサン	0.05	<0.005		1日 /0年	1日/1年		1
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04	<0.002		1回/3年	1凹/1年	水源に汚染源がないため、1年に1回の頻度とする。	
17	ジクロロメタン	0.02	<0.001				11 + 0 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 -	一般有機物
18	テトラクロロエチレン	0.01	<0.0003			1回 /2年	過去のデータから検出されたことが無く、 水源に汚染源がないため、3年に1回の	
19	トリクロロエチレン	0.03	<0.001			1四/3平	頻度とする。	
20	ベンゼン	0.01	<0.001	1回/3月			75.1XC 7 000	
21	塩素酸	0.6	0.16					
22	クロロ酢酸	0.02	< 0.002					
23	クロロホルム	0.06	0.007					
24	ジクロロ酢酸	0.03	0.003					
25	ジブロモクロロメタン	0.1	0.01				  水道法に基づく基本の水質検査頻度で検	
26	臭素酸	0.01	<0.001		省略不可	1回/3月	が坦本に参うな基本の小貝検査頻度で検 査します。	消毒副生成物
27	総トリハロメタン	0.1	0.025			宜しより。		
28	トリクロロ酢酸	0.03	0.003					
29	ブロモジクロロメタン	0.03	0.008					
30	ブロモホルム	0.09	0.002					
31	ホルムアルデヒド	0.08	<0.008					
32	亜鉛及びその化合物	1.0	0.006					
33	アルミニウム及びその化合物	0.2	0.01			1回/3月	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。	着色
34	鉄及びその化合物	0.3	<0.03		1回/3年			76
$\vdash$	銅及びその化合物	1.0	<0.01		. [], 5 7	1回/3年	水源に汚染源がないため、3年に1回の	
	ナトリウム及びその化合物	200	5.2				頻度とする。	味
-	マンガン及びその化合物	0.05	<0.005				水源に汚染源がないため、1年に1回の頻度とする。	着色
-	塩化物イオン	200		1回/月	1回/3月	1回/月	┃  水道法に基づく基本の水質検査頻度で検	
-00	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300	50.8			1回/3月	査します。	味
	蒸発残留物	500	88	1回/3月	1回/3年			=,
	陰イオン界面活性剤		<0.02			1回/3年	水源に汚染源がないため、3年に1回の頻度とする。	発泡
$\vdash$	ジェオスミン	0.00001	<0.00001	原因藻類	発生時期に	月1回以上	原因藻類の発生時期に合わせて、1年に	カビ臭
	2-メチルイソボルネオール	0.00001	<0.000001				1回以上の頻度とする。	
-	非イオン界面活性剤		<0.005	1回/3月	1回/3年		水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。	発泡
	フェノール類	0.005	<0.0005			1回/3年	水源に汚染源がないため、3年に1回の頻度とする。	臭気
-	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3	0.5					- 味
_	pH値 味	5.8~8.6					連続計測及び記録がなされてないため、	
	<u>味</u>	異常でない	異常なし	1回/月 4	省略不可	1回/月	*************************************	
$\overline{}$	<u>臭気</u> 色度	<b>乗吊でない</b> 5	異常なし					
	<u>巴及</u> 濁度	2	0.6					
51		_		<u>* ナル</u> の	k-++	== 🗆 =	<u> </u>	

# ● 中央簡易水道事業における最高値(平成28~30年度)

<u> </u>	中人間易水迫事業	ミーのリ	の取同	恒(干风4	28~30	十段)		
番号	定期検査項目		過去3年の最高値		検査頻度		設 定 理 由	備考
ш.,				基本頻度	最低頻度	実施頻度	<b></b>	
1	一般細菌	100個/ml		1回/月	省略不可	1回/月	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検	
2	大腸菌	未検出	未検出	·I	H.H. 1		査します。	替指標
3	カドミウム及びその化合物		<0.0003			1回/1年	水源に汚染源がないため、1年に1回の頻度とする。	
4	水銀及びその化合物	0.0005	<0.00005					
5	セレン及びその化合物	0.01	<0.001				過去のデータから検出されたことが無く、	
6	鉛及びその化合物	0.01	<0.001		1回/3年	1回/3年	水源に汚染源がないため、3年に1回の	
7	ヒ素及びその化合物	0.01	<0.001			頻度とする。	無機物/重金	
8	六価クロム化合物	0.05	<0.005					属
9	亜硝酸態窒素	0.04	<0.004			1回/3月	平成26年度新規追加項目	,
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01	<0.001		省略不可	1回/3月		
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10	1				水道法に基づく基本の水質検査頻度で検	
12	フツ素及びその化合物	8.0	0.17			1回/3月	査します。	
13	ホウ素及びその化合物	1.0	0.05					
14	四塩化炭素	0.002	<0.0002			1回/3年	水源に汚染源がないため、3年に1回の頻度とする。	
15	1, 4ージオキサン	0.05	<0.005		1回/0年	1回/1年	水流に汚染液がないため、1年に1月の原産しまる	
16	シス-1.2-ジクロロエチレン及びトランス-1.2-ジクロロエチレン	0.04	<0.002		1回/3年	▎╚ ┃	水源に汚染源がないため、1年に1回の頻度とする。	
17	ジクロロメタン	0.02	<0.001				12 + 0 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 -	一般有機物
18	テトラクロロエチレン	0.01	<0.0003			1日/0年	過去のデータから検出されたことが無く、 水源に汚染源がないため、3年に1回の	
19	トリクロロエチレン	0.03	<0.001			1四/3平	小源に万栄源がないため、3年に1回の  頻度とする。	
20	ベンゼン	0.01	<0.001	1回/3月			頻及こする。 	
21	塩素酸	0.6	0.35					
_	クロロ酢酸	0.02	< 0.002					
23	クロロホルム	0.06	0.014			1回/3月		
	ジクロロ酢酸	0.03	<0.003					
	ジブロモクロロメタン	0.1	0.005					
26	臭素酸	0.01	<0.001		省略不可		水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。	消毒副生成物
	総トリハロメタン	0.1	0.022		H.H.			
	トリクロロ酢酸	0.03	<0.003					
29	ブロモジクロロメタン	0.03	0.007					
	ブロモホルム	0.09	0.002					
	ホルムアルデヒド	0.08	<0.008					
32	亜鉛及びその化合物	1.0	0.1					
	アルミニウム及びその化合物	0.2	0.02			1回/3月	   水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。	
	鉄及びその化合物	0.3	0.03			, , , , ,		着色
	銅及びその化合物	1.0	0.01		1回/3年		水源に汚染源がないため、3年に1回の	
-	ナトリウム及びその化合物	200	11			1回/3年	頻度とする。	 味
37	マンガン及びその化合物	0.05	<0.005			1回/年	水源に汚染源がないため、1年に1回の頻度とする。	着色
38	塩化物イオン	200		1回/月	1回/3月			7.0
	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300	98.1	· — / / J	. [ , 0, ]		水道法に基づく基本の水質検査頻度で検	味
	蒸発残留物	500		1回/3月	1回/3年	1回/3月	査します。	
41	陰イオン界面活性剤	0.2	<0.02	, 9,,	· 🎞 , 🗸 ୮	1回/3年	水源に汚染源がないため、3年に1回の頻度とする。	発泡
	ジェオスミン	0.00001	<0.00001				原因藻類の発生時期に合わせて、1年に	
	2-メチルイソボルネオール	0.00001	<0.000001	原因藻類	発生時期に	月1回以上	1回以上の頻度とする。	カビ臭
44	非イオン界面活性剤		<0.005			1回/2日	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。	発泡
45	フェノール類	0.02	<0.005	1回/3月	1回/3年		水源に汚染源がないため、3年に1回の頻度とする。	臭気
	イ機物(全有機炭素(TOC)の量)	3	0.0003			18/04	Trans , JAmes Go Test, OTIC I EDV/MXC 7 00	味
	pH値	5.8 <b>~</b> 8.6					海娃乳油 みが記得 がナンナル アナバナ は	小
	味		異常なし				連続計測及び記録がなされてないため、 水道法に基づく基本の水質検査頻度で検	
	臭気		異常なし	1回/月	省略不可	1回/月	小垣法に基うな基本の小員検査頻度で検  査します。(計測・記録がなされていれば1	基礎的性状
_	色度	<b>美帯でない</b>	大市なし				回/3月まで省略可)	소 씨는 비 기 그 1人
	濁度	2	0.8					
JI		_		\ <del>+ +</del> /\si	10 + +×	 	<u> </u>	

# ● 名荷谷簡易水道事業における最高値(平成28~30年度)

<u>•</u> ₹	何			最高値(平成28~30年度)				
番号	定期検査項目		過去3年の最高値	検査頻度			設 定 理 由	備考
				基本頻度	最低頻度	実施頻度		
1	一般細菌	100個/ml		1回/月	省略不可	1回/月	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検	病原生物の代  替指標
2	大腸菌	未検出	未検出				査します。	<b>省</b> 相保
	カドミウム及びその化合物		<0.0003			1回/1年	水源に汚染源がないため、1年に1回の頻度とする。	
4	水銀及びその化合物		<0.00005					
5	セレン及びその化合物		<0.001		1回/3年	1 E /0 E	過去のデータから検出されたことが無く、	
	鉛及びその化合物	0.01	<0.001			1回/3年 	水源に汚染源がないため、3年に1回の 頻度とする。	
<b>—</b>	ヒ素及びその化合物	0.01	<0.001				頻及C 9 る。 	無機物/重金
8	六価クロム化合物	0.05	<0.005			40.00		属
9	亜硝酸態窒素	0.04	0.004		damb — —		平成26年度新規追加項目	l
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01	<0.001		省略个可	1回/3月		
	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10	0.77			15 /05	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検	
	フツ素及びその化合物	0.8	0.17			1回/3月	査します。	
	ホウ素及びその化合物	1.0	0.22					
	四塩化炭素	0.002	<0.0002			1回/3年	水源に汚染源がないため、3年に1回の頻度とする。	
15	1, 4ージオキサン	0.05	<0.005		1回/3年	1回/1年	水源に汚染源がないため、1年に1回の頻度とする。	
16	シス-1.2-ジクロロエチレン及びトランス-1.2-ジクロロエチレン	0.04	<0.002					<b>ት</b> Ω <del>- </del> Τνκ η ι
	ジクロロメタン	0.02	<0.001				  過去のデータから検出されたことが無く、	I 一般有機物 ■
	テトラクロロエチレン	0.01	<0.0003			1回/3年	水源に汚染源がないため、3年に1回の	
	トリクロロエチレン	0.03	<0.001				頻度とする。	
	ベンゼン	0.01	<0.001	1回/3月				
21	塩素酸 	0.6	0.59					
22	クロロ酢酸	0.02	0.003					消毒副生成物
	クロロホルム	0.06	0.033					
	ジクロロ酢酸	0.03	0.025					
	ジブロモクロロメタン	0.1	0.004		省略不可		  水道法に基づく基本の水質検査頻度で検	
	臭素酸	0.01	<0.001			「可 1回/3月	査します。	
	総トリハロメタン	0.1	0.045					
28	トリクロロ酢酸	0.03	0.019					
29	ブロモジクロロメタン	0.03	0.01					
	ブロモホルム	0.09	0.001					
	ホルムアルデヒド	0.08	<0.008					
_	亜鉛及びその化合物		0.008			l		
	アルミニウム及びその化合物	0.2	0.01			1回/3月	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。	着色
	鉄及びその化合物	0.3	<0.03		1回/3年			
_	銅及びその化合物	1.0	<0.01			1回/3年	水源に汚染源がないため、3年に1回の	
	ナトリウム及びその化合物	200	7.3				頻度とする。	味
37	マンガン及びその化合物		<0.005	40.0	· E · =		水源に汚染源がないため、1年に1回の頻度とする。	着色
$\vdash$	塩化物イオン	200	12.7	1四/月	1回/3月	1回/月	┃  水道法に基づく基本の水質検査頻度で検	
	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300	52	40 /20	4 🗆 /a 🗲	1回/3月	査します。	味
	蒸発残留物	500	91	1回/3月	1回/3年			
41	陰イオン界面活性剤	0.2	<0.02			1回/3年	水源に汚染源がないため、3年に1回の頻度とする。	発泡
	ジェオスミン	0.00001	<0.000001	原因藻類	発生時期に	月1回以上	原因藻類の発生時期に合わせて、1年に	カビ臭
	2-メチルイソボルネオール	0.00001	<0.000001				1回以上の頻度とする。	
	非イオン界面活性剤		<0.005	1回/3月	1回/3年		水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。	発泡
45	フェノール類	0.005	<0.0005			1回/3年	水源に汚染源がないため、3年に1回の頻度とする。	臭気
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3	0.7					味
	pH値	5.8~8.6					連続計測及び記録がなされてないため、	
_	味		異常なし	1回/月	省略不可	1回/月	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検	
49	臭気	異常でない	異常なし				査します。(計測・記録がなされていれば1回/3月まで省略可)	▮ 基礎的性状 ▮
50	色度	5	2				四/ V / J か C 目 m 引 /	
51	温度 ければは	2	0.3					

# ● 大谷簡易水道事業における最高値(平成28~30年度)

^	谷間易水迫事業			世(干)及2				
番号	定期検査項目		過去3年の最高値	其太短度	検査頻度 是低頻度	実施頻度	設 定 理 由	備考
1	一般細菌	100個/ml					L 水道法に基づく基本の水質検査頻度で検	病原生物の代
2	大腸菌	未検出	未検出	1回/月	省略不可	1回/月	<b>査します。</b>	
3	カドミウム及びその化合物		<0.0003			1回/1年	水源に汚染源がないため、1年に1回の頻度とする。	
4	水銀及びその化合物		<0.0005			100/14	77-man - 77-man 00 7-00 - 110	1
5	セレン及びその化合物		<0.001				  過去のデータから検出されたことが無く、	
	鉛及びその化合物	0.01	<0.001		1回/3年	1回/3年	水源に汚染源がないため、3年に1回の	
7	ヒ素及びその化合物	0.01	<0.001			'   '	頻度とする。	
8	六価クロム化合物	0.05	<0.005					無機物/重金
9	亜硝酸態窒素	0.04	<0.004			1回/3月	工工 平成26年度新規追加項目	属
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01	<0.001		省略不可	1回/3月	T MEST KANALES AL	1
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10	0.81		ден 1 - 3	1四/0/1	  水道法に基づく基本の水質検査頻度で検	
	フツ素及びその化合物	0.8	0.01			1回/3月	査します。	
	ホウ素及びその化合物	1.0	<0.02			'     '   '   '   '		
	四塩化炭素	0.002	<0.002			1回/3年	トル源に汚染源がないため、3年に1回の頻度とする。	
15	1, 4ージオキサン	0.002	<0.005					1
16	シス-1.2-ジクロエチレン及びトランス-1.2-ジクロエチレン	0.03	<0.003		1回/3年	1回/1年	水源に汚染源がないため、1年に1回の頻度とする。	
17	ジクロロメタン	0.04	<0.002					▮ ┃ 一般有機物
	テトラクロロエチレン	0.01	<0.0003				過去のデータから検出されたことが無く、	//× 13 //× 1/3
	トリクロロエチレン	0.03	<0.001			1回/3年	水源に汚染源がないため、3年に1回の 頻度とする。	
20	ベンゼン	0.01	<0.001	1回/3月	1回/3日			
	塩素酸	0.6	<0.06	. Д, з, 1				
22	クロロ酢酸	0.02	<0.002					
23	クロロホルム	0.06	<0.001					消毒副生成物
	ジクロロ酢酸	0.03	<0.003			1回/3月		
25	ジブロモクロロメタン	0.1	0.003		省略不可			
26	臭素酸	0.01	<0.001				水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。	
	総トリハロメタン	0.1	0.006					
	トリクロロ酢酸	0.03	<0.003					
29	ブロモジクロロメタン	0.03	0.002					
30	ブロモホルム	0.09	0.002					
	ホルムアルデヒド	0.08	<0.008					
	亜鉛及びその化合物	1.0	<0.005					
	アルミニウム及びその化合物	0.2	<0.01			1回/3月	   水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。	
34	鉄及びその化合物	0.3	<0.03					着色
	銅及びその化合物	1.0	<0.01		1回/3年	4 T /0 F	水源に汚染源がないため、3年に1回の	1
	ナトリウム及びその化合物	200	4.7			1回/3年	頻度とする。	味
37	マンガン及びその化合物	0.05	<0.005			1回/年	水源に汚染源がないため、1年に1回の頻度とする。	着色
38	塩化物イオン	200	4.4	1回/月	1回/3月	1回/月	ルゲナに甘べ/サナのと際人士に立った	
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300	109	•			水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。	味
40	蒸発残留物	500	141	1回/3月	1回/3年	1凹/3月	且しみり。	
41	陰イオン界面活性剤	0.2	<0.02			1回/3年	水源に汚染源がないため、3年に1回の頻度とする。	発泡
42	ジェオスミン	0.00001	<0.00001	百甲垄粉	& 井 吐 丗 1-	日1回り上	原因藻類の発生時期に合わせて、1年に	カビ臭
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001	<0.000001		発生時期に	カ I 凹以工 	1回以上の頻度とする。	ルレス
44	非イオン界面活性剤	0.02	<0.005	1回/2日	1回/3年	1回/3月	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。	発泡
45	フェノール類	0.005	<0.0005	「四/3月	「四/3年	1回/3年	水源に汚染源がないため、3年に1回の頻度とする。	臭気
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3	0.4					味
	pH値	5.8 <b>~</b> 8.6					連続計測及び記録がなされてないため、	
48	味	異常でない	異常なし	1回/月	省略不可	1回/日	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検	
49	臭気	異常でない	異常なし	· 🖾 / /J			査します。(計測・記録がなされていれば1	基礎的性状
50	色度	5	<1				回/3月まで省略可)	
51	濁度	2	0.2					
	は水道法	うまり	111+4	オナルロ	カッセナ	ᇇᇏᆸᇰ	<del>-</del> -	

# ● 植松簡易水道事業における最高値(平成28~30年度)

115	松間易水迫事業			世(十八人				
番号	定期検査項目		過去3年の最高値	** 1 ** **	検査頻度		設 定 理 由	備考
4	6Π. <b>¢</b> ጠ <del>Հ</del> Է			基本頻度	最低頻度	実施頻度		-
2	一般細菌 大腸菌	100個/ml 未検出	8 未検出	1回/月	省略不可	1回/月	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。	病原生物の代  替指標
						10/15		H 11117K
	カドミウム及びその化合物		<0.0003			1四/1年	水源に汚染源がないため、1年に1回の頻度とする。	
4	水銀及びその化合物		<0.00005					
5	セレン及びその化合物		<0.001		1日/0年	1日/0年	過去のデータから検出されたことが無く、	
	鉛及びその化合物	0.01	<0.001		1回/3年	1四/3平	水源に汚染源がないため、3年に1回の 頻度とする。	
-	ヒ素及びその化合物	0.01	<0.001				頻及こする。 	無機物/重金
	六価クロム化合物	0.05	<0.005					属
9	亜硝酸態窒素	0.04	<0.004				平成26年度新規追加項目	
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01	<0.001		<b>省略个</b> 可	1回/3月		
	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10	0.74			4 🗆 🚜 🗆	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検	
	フツ素及びその化合物	0.8	0.1			1回/3月	査します。	
	ホウ素及びその化合物	1.0	0.05					
	四塩化炭素	0.002	<0.0002			1回/3年	水源に汚染源がないため、3年に1回の頻度とする。	l
<b>—</b>	1, 4ージオキサン	0.05	<0.005		1回/3年	1回/1年	水源に汚染源がないため、1年に1回の頻度とする。	
- 10	シス-1.2-ジクロロエチレン及びトランス-1.2-ジクロロエチレン	0.04	<0.002					ħΠ. <del>1 - 1</del> 146 4.
-	ジクロロメタン	0.02	<0.001				  過去のデータから検出されたことが無く、	┃ 一般有機物 ┃
	テトラクロロエチレン	0.01	<0.0003			1回/3年	水源に汚染源がないため、3年に1回の	
	トリクロロエチレン	0.03	<0.001				頻度とする。	
	ベンゼン	0.01	<0.001	1回/3月				
	塩素酸	0.6	0.1					
	クロロ酢酸	0.02	< 0.002			1回/3月		消毒副生成物
	クロロホルム	0.06	0.032		domb ——			
	ジクロロ酢酸	0.03	0.01					
	ジブロモクロロメタン	0.1	0.002				水道法に基づく基本の水質検査頻度で検	
	臭素酸	0.01	<0.001		省略个可		査します。	
	総トリハロメタン	0.1	0.038					
	トリクロロ酢酸	0.03	0.008					
29	ブロモジクロロメタン	0.03	0.006					
	ブロモホルム	0.09	<0.001					
	ホルムアルデヒド	0.08	<0.008					
_	亜鉛及びその化合物	1.0	<0.005			15 /0 5	ルゲナにせべ/サナの北原松本版在で松本! ナナ	
	アルミニウム及びその化合物	0.2	0.02			1四/3月	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。	着色
	鉄及びその化合物	0.3	<0.03		1回/3年			
_	銅及びその化合物	1.0	<0.01			1回/3年	水源に汚染源がないため、3年に1回の 頻度とする。	n±
	ナトリウム及びその化合物 マンガン及びその化合物	200	3.8 <0.005			1回/年	外及こする。 水源に汚染源がないため、1年に1回の頻度とする。	味 着色
37		0.05		1同/日	1回 / 2 모		小柳にカ末柳がないため、  平に1凹の残度とする。	<u> </u>
_	塩化物イオン	200	6.7	1凹/万	1回/3月		水道法に基づく基本の水質検査頻度で検	味
۰۰۰		300	58.6	1回/3月	1回/3年	1回/3月	査します。	坏
	蒸発残留物	500		「凹/3月	・四/3牛	1回/2年	水海に汗洗海がたいため、0年に4回の坂中にナブ	<b>丞治</b>
	陰イオン界面活性剤 ジェオスミン	0.2	<0.02 <0.00001			1四/3年	水源に汚染源がないため、3年に1回の頻度とする。	発泡
$\vdash$	ンエイ ヘミン 2-メチルイソボルネオール	0.00001	<0.000001	原因藻類	発生時期に	月1回以上	原因藻類の発生時期に合わせて、1年に 1回以上の頻度とする。	カビ臭
	まイオン界面活性剤		<0.000			1回/2日	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。	発泡
	アエノール類	0.02	<0.005	1回/3月	1回/3年		水道法に基づく基本の水質検査頻及で検査します。 水源に汚染源がないため、3年に1回の頻度とする。	東克 臭気
	クエノ――ル 決只 有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3	1			그립/3박	小ルホトに/7末ルホル゙はいいいい、3千に1四の頻及とりる。	味
	pH値	5.8 <b>~</b> 8.6	7.8				*本体ラム別はながら7を3よぎょうよん マチャッチ は	**/
	<del>财间</del> 味		異常なし				連続計測及び記録がなされてないため、 水道法に基づく基本の水質検査頻度で検	
	<u>吟</u> 臭気	異常でない	異常なし	1回/月	省略不可	1回/月	小垣法に基うな基本の小員検査頻度で検  査します。(計測・記録がなされていれば1	基礎的性状
_	<u>天</u>	<del>美術でない</del> 5	<b>共市なし</b> 3				回/3月まで省略可)	4 WEHTILTIV
	<u>国度</u>	2	0.2					
υI	は水道法	_					<u> </u>	l

# ● 名場連簡易水道事業における最高値(平成28~30年度)

_ 1	□場理間易水迫事	未にの	この取り	司但(十月	<b>X</b> 20~3	04段/		
番号	定期検査項目		過去3年の最高値	甘士炳庄	検査頻度		設 定 理 由	備考
1	一般細菌	mg./以下 100個/ml		基本頻度			水道法に基づく基本の水質検査頻度で検	病原生物の代
2	大腸菌	未検出	未検出	1回/月	省略不可	1回/月	査します。	替指標
3	カドミウム及びその化合物		<0.0003			1回/1年	水源に汚染源がないため、1年に1回の頻度とする。	
4	水銀及びその化合物	0.0005	<0.00005			· <u> </u>		
5	セレン及びその化合物	0.01	<0.001				  過去のデータから検出されたことが無く、	
6	鉛及びその化合物	0.01	<0.001		1回/3年	1回/3年	水源に汚染源がないため、3年に1回の	
7	ヒ素及びその化合物	0.01	<0.001		12707	12707	頻度とする。	
8	六価クロム化合物	0.05	<0.005					無機物/重金
9	<b>亜硝酸態窒素</b>	0.04	<0.004			1回/3日	平成26年度新規追加項目	属
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01	<0.001		<b>劣</b> 略不可	1回/3月	一	1
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10	0.49			1四/3万	】 水道法に基づく基本の水質検査頻度で検	
12	フツ素及びその化合物	0.8	0.43			1回/3日	が坦本に基うな基本の小貝快量頻度で快 査します。	
	ホウ素及びその化合物	1.0				1四/3万		
14	四塩化炭素	0.002	0.05 <0.0002			1回/2年	水源に汚染源がないため、3年に1回の頻度とする。	
15	1,4ージオキサン	0.002	<0.0002			1四/3平	小原に万未原がないため、3年に「回の頻及とする。	
16	7, 4 ンオーソン シス-1.2-ジクロロエチレン及びトランス-1.2-ジクロロエチレン		<0.003		1回/3年	1回/1年	水源に汚染源がないため、1年に1回の頻度とする。	
17	ジクロロメタン	0.04	<0.002					┃ 一般有機物
	テトラクロロエチレン	0.02	<0.001				過去のデータから検出されたことが無く、	一般有傚初   
$\vdash$	トリクロロエチレン					1回/3年	水源に汚染源がないため、3年に1回の	
19	ベンゼン	0.03	<0.001	1回/3月			頻度とする。	
20		0.01	<0.001	1四/3月				
21	塩素酸	0.6	0.11					
	クロロ酢酸	0.02	<0.002		省略不可			
	クロロホルム	0.06	0.03					
	ジグロロ酢酸	0.03	0.012					
	ジブロモクロロメタン	0.1	<0.001			1 🗔 🗸 🖂	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検	消毒副生成物
26	臭素酸	0.01	<0.001			1四/3月	査します。	
	総トリハロメタン	0.1	0.035					
_	トリクロロ酢酸	0.03	0.009					
29	ブロモジクロロメタン	0.03	0.005					
30	ブロモホルム	0.09	<0.001					
	ホルムアルデヒド	0.08	<0.008					
32	亜鉛及びその化合物	1.0	<0.005			1日 / 2日	・ル 送注に 甘べ/甘木の ル ケ	
	アルミニウム及びその化合物	0.2	0.02			1四/3月	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。	着色
	鉄及びその化合物	0.3	<0.03		1回/3年		北海に海流流がないため、0年に1日の	ł
<b>—</b>	銅及びその化合物	1.0	<0.01			1回/3年	水源に汚染源がないため、3年に1回の 頻度とする。	n±
36 37	ナトリウム及びその化合物 マンガン及びその化合物	200 0.05	5.2 <0.005			1同/左		<u>味</u> 着色
	塩化物イオン		<0.005	1回/月	1년 / 2년		水源に汚染源がないため、1年に1回の頻度とする。	月 日已
38	上 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	200 300		1四/月	1凹/3月		水道法に基づく基本の水質検査頻度で検	味
_			41.7	1回/3月	1回/2年	1回/3月	査します。	** <del>*</del>
40	蒸発残留物	500		「凹/3月	「凹/3年	1回/2年	水海に汚染海がたいため、2年に1回の梅皮にナブ	<b>杂</b> 治
41	陰イオン界面活性剤 ジェナフミン	0.2	<0.02			凹/3平	水源に汚染源がないため、3年に1回の頻度とする。	発泡
42	ジェオスミン	0.00001	<0.000001	原因藻類	発生時期に	月1回以上	原因藻類の発生時期に合わせて、1年に  1回以上の頻度とする。	カビ臭
-	2-メチルイソボルネオール 非 イナン 思 西 洋 州 刻	0.00001	<0.000001			1 同 / 2 모	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。	经治
44 45	非イオン界面活性剤 フェノール類	0.02	<0.005 <0.0005	1回/3月	1回/3年		水退法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。 水源に汚染源がないため、3年に1回の頻度とする。	発泡 臭気
	クエノール(知 有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3				1四/3年	小桐木  八木桐がりないため、3千  二十回り/頻及と9つ。	味
46		5.8 <b>~</b> 8.6	1.4 7.8				\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	坏
	pH値 味		7.8 異常なし				連続計測及び記録がなされてないため、	
	臭気		異常なし	1回/月	省略不可	1回/月	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。(計測・記録がなされていれば1	基礎的性状
49 50	<u> </u>	<b>美吊でない</b> 5					回/3月まで省略可)	全班17月17人
	<u>巴及</u> 濁度	2	5 0.3					
51	(ナット) 苦汁	_	0.3					

#### ● 神納簡易水道事業における最高値(平成28~30年度)

<u> </u>	納簡易水道事業			但(十八)				
番号	定期検査項目		過去3年の最高値	++ -1- 11-	検査頻度		設 定 理 由	備考
				基本頻度	最低頻度	実施頻度		
1	一般細菌	100個/ml		1回/月	省略不可	1回/月	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。	病原生物の代  替指標
2	大腸菌	未検出	未検出			4 E /4 E		百旧保
3	カドミウム及びその化合物		<0.0003	1		1四/1年	水源に汚染源がないため、1年に1回の頻度とする。	
4	水銀及びその化合物		<0.00005	i				
5	セレン及びその化合物	0.01	<0.001	1	1回/0年	1回/0年	過去のデータから検出されたことが無く、	
6	鉛及びその化合物	0.01	<0.001	i	1四/3平	1四/3平	水源に汚染源がないため、3年に1回の 頻度とする。	
7	ヒ素及びその化合物	0.01	<0.001	1				無機物/重金
8	六価クロム化合物	0.05	<0.005	i		1000	亚代00左连扩扫的拉克只	属
9	亜硝酸態窒素	0.04	<0.004	1			平成26年度新規追加項目	
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01	<0.001	i	<b>省略个</b> 可	1回/3月		
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10	0.49	1		1 🗔 🖊 🗎	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。	
12	フツ素及びその化合物	0.8	0.12	1		1凹/3月 	重しまり。 	
13	ホウ素及びその化合物	1.0	0.05	1		4 D /0 F		
14	四塩化炭素	0.002	<0.0002	1		1回/3年	水源に汚染源がないため、3年に1回の頻度とする。	
15	1, 4ージオキサン	0.05	<0.005	1	1回/3年	1回/1年	水源に汚染源がないため、1年に1回の頻度とする。	
16	シス-1.2-ジクロロエチレン及びトランス-1.2-ジクロロエチレン	0.04	<0.002	,				nπ. <del>/ - 1</del> 4% μ/m
17	ジクロロメタン	0.02	<0.001	,			過去のデータから検出されたことが無く、	一般有機物
18	テトラクロロエチレン	0.01	<0.0003	·		1回/3年	水源に汚染源がないため、3年に1回の	
19	トリクロロエチレン	0.03	<0.001	1 🗆 🗸 🗆			頻度とする。	
20	ベンゼン	0.01	<0.001	1回/3月				
21	塩素酸	0.6	0.11	•				
22	クロロ酢酸	0.02	< 0.002	,				消毒副生成物
23	クロロホルム	0.06	0.042	,		1回/3月		
24	ジクロロ酢酸	0.03	0.015	1	省略不可			
25	ジブロモクロロメタン	0.1	0.001	·			水道法に基づく基本の水質検査頻度で検	
26	臭素酸	0.01	<0.001	1			査します。	
27	総トリハロメタン	0.1	0.047	1				
28	トリクロロ酢酸	0.03	0.01	i				
29	ブロモジクロロメタン	0.03	0.007	ı				
30	ブロモホルム	0.09	<0.001	i				
31	ホルムアルデヒド	0.08	0.009	i				
32	亜鉛及びその化合物	1.0	0.011	į		1回/2日	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。	
<u> </u>	アルミニウム及びその化合物	0.2	0.01	i		1四/3月	小垣法に奉 八奉本の小員快宜頻及で快宜しより。	着色
_	鉄及びその化合物	0.3	<0.03	į	1回/3年		北海に海流流がないため、0年に1日の	-
35	銅及びその化合物 ナトリウム及びその化合物	1.0	0.02	,		1回/3年	水源に汚染源がないため、3年に1回の 頻度とする。	n±
36	マンガン及びその化合物	200 0.05	5.1 <0.005			1回/年	水源に汚染源がないため、1年に1回の頻度とする。	<u>味</u> 着色
38	塩化物イオン	200	6.7	1同/日	1回/3月	1回/平	小ルホトに/フ末ルルルツはいため、「牛に「凹の娘及と9つ。	月日
39	・ 16 17/1 7 / ンカルシウム、マグネシウム等(硬度)	300	48.8	1四/月	「凹/3月	1四/月	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検	味
40		500	81	1回/3月	1回/3年	1回/3月	査します。	***
41	蒸発残留物 陰イオン界面活性剤		<0.02	「凹/3万	「四/ 3 <del>十</del>	1回/2年	水源に汚染源がないため、3年に1回の頻度とする。	発泡
	ジェオスミン	0.00001	<0.00001			1四/3平		光心
42		0.00001	<0.000001	原因藻類	発生時期に	月1回以上	原因藻類の発生時期に合わせて、1年に 1回以上の頻度とする。	カビ臭
44	非イオン界面活性剤		<0.005			1回/2日	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。	発泡
45	フェノール類	0.02	<0.005	1回/3月	1回/3年		水道広に基づく基本の水質検査頻度で検査します。 水源に汚染源がないため、3年に1回の頻度とする。	臭気
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3	1.2			1四/3十	アンコン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン	味
47	pH値	5.8 <b>~</b> 8.6					海結斗測みが記得がたされ アハッチ は	***
48	味		異常なし				連続計測及び記録がなされてないため、 水道法に基づく基本の水質検査頻度で検	
49	<u>吟</u> 臭気		異常なし	1回/月	省略不可	1回/月	本します。(計測・記録がなされていれば1	基礎的性状
50	<u> </u>	5	<del>Σ</del> που Δ				回/3月まで省略可)	
51	<u> </u>	2	0.7					
- 01		_		1	1. /			<u> </u>

#### ● 水質管理目標設定項目検査(上水道本村水源地、26項目中5項目は基準項目で実施)

番号	定期検査項目	目標値 (mg/l以下)	検査頻度	備  考
1	アンチモン及びその化合物	0.02	2回/年	
2	ウラン及びその化合物	0.002	2回/年	
3	ニッケル及びその化合物	0.02	2回/年	
5	1,2-ジクロロエタン	0.004	2回/年	
8	トルエン	0.4	2回/年	
9	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	0.08	2回/年	
10	<b>亜塩素酸</b>	0.6	省略	浄水処理に二酸化塩素を使用していないため省略
12	二酸化塩素	0.6		77722年に一致に温泉を使用していないたの首唱
13	ジクロロアセトニトリル	0.01	2回/年	
14	泡水クロラール	0.02	2回/年	
	農薬類	検出値と目標値の比の和として1	2回/年	
16	残留塩素	1	1回/月	基準項目検査で実施するため省略
	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	10mg/l以上100mg/l以下	1回/3月	<b>本年項日候且(天池りるため首唱</b>
18	マンガン及びその化合物	0.01	2回/年	
19	遊離炭酸	20	2回/年	
20	1,1,1-トリクロロエタン	0.3	2回/年	
21	メチル-t-ブチルエーテル	0.02	2回/年	
22	有機物(過マンガン酸カリウム消費量)	3	2回/年	
23	臭気強度	3	2回/年	
	蒸発残留物	30mg/l以上200mg/l以下	1回/3月	
	濁度	1度	1回/月	基準項目検査で実施するため省略
	pH値	7.5程度		
	腐食性(ランゲリア指数)	-1程度以上極力0に近づける	2回/年	
	従属栄養細菌	2000集落	2回/年	
29	1,1-ジクロロエチレン	0.1	2回/年	
30	アルミニウム及びその化合物	アルミニウムの量に関して0.1	2回/年	

農薬については、対象農薬120物質の内、検査地域の農薬の使用状況に応じ検査項目を選定します。 農薬の散布時期に合わせて検査する予定です。

### 5. 水質検査の方法

試料の採取については、市の職員が行いますが、水質検査は「水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法」(平成15年厚労省国土261号、平成28年改正厚労省告示115号)を遵守し、すべての項目について厚生労働大臣の登録した外部機関に委託して行います。なお、平成30年度は、公益財団法人愛媛県総合保健協会に委託して検査を行いました。

#### 6. 臨時の水質検査

(1) 臨時の水質検査を行う場合

水質異常等により、基準に適合しないおそれがある場合は、直ちに必要な措置を取るとともに、速やかに水質検査を行ない、異常内容と範囲を把握して問題の解決を図ります。また、原因不明など必要な場合は保存用試料を採取し原因解明や証拠物件として必要がなくなるまで適切に保管します。

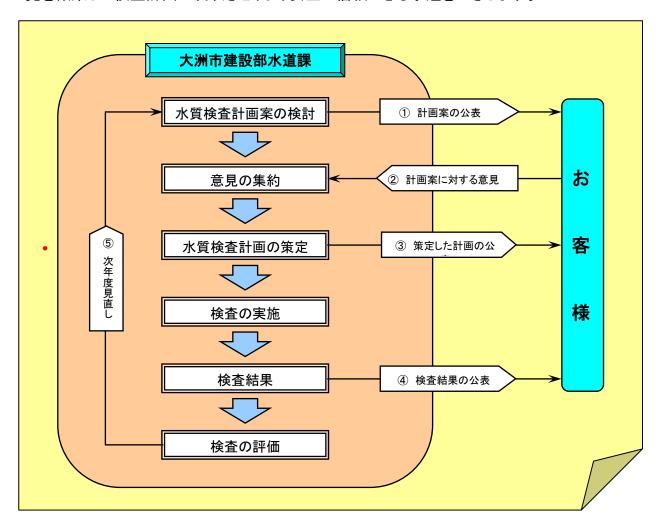
- ①水源水質の著しい悪化や水源に異常があった場合
- ② 水源付近及び給水区域等において消化器系感染症が流行している場合
- ③ 浄水処理過程で異常があった場合
- ④配水管などの大規模工事や水道施設が著しく汚染されたおそれがある場合
- ⑤ 国・県における放射線等調査結果を踏まえ、水道水の放射能汚染の恐れがある場合
- ⑥ その他特に必要があると認められる場合

### (2)検査項目

水質基準項目及び汚染物質について行います。

### 7. 水質検査計画及び検査結果の公表

水質検査計画は年度ごとに作成してホームページ等で事前に公表します。また、水質検査結果は翌年度にとりまとめてホームページ等で公表するとともに、水質検査計画に反映させます。公表結果につきましては、郵便、ファックス、電子メールなどを通じてお客様からのご質問やご意見を徴集して検査計画に反映させ、より安全で信頼できる水道をめざします。



### 8. 水質検査精度と信頼性の保証

大洲市は全ての検査を委託して行いますが、検査項目は微生物から化学物質まで多種多様にわたり、微量なレベルまで測定が必要です。

このような状況でも、正確かつ高精度の水質検査結果を確保するため、委託機関に検査結果の根拠となる書類、精度管理の実施状況、厚生労働省等による外部精度管理調査に係る資料等の提出を求め、委託検査の信頼性を高める体制を整えていきます。

### 9. 関係者との連携

水源での水質事故発生時には、河川管理者などの関係機関との情報交換を行い、取水停止等の適切な措置を講じて水道水の安全性を確保します。

また、水質汚染事故や水系感染症の発症などがあった場合は、国や県の関係機関等と連携して迅速な情報収集に努め、速やかな対策を講じます。